

砥 部 町 議 会
平成 28 年 第 2 回 定 例 会
会 議 録

平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 28 年 6 月 9 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 28 年 6 月 9 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 広田支所長 佐伯修二 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 産業振興課長 岡田洋志 国体推進課長 西松伸一 学校教育課長 坪内孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田文雄 相原清志 大江章吾 松下寛志 白形敏明 柿本 正 門田 巧 大内 均
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 庶務係長	前田正則 中山晃志	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	3 番 菊池伸二 4 番 松崎浩司		
傍聴者	7 人		

平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 28 年 6 月 9 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（井上洋一） ただいまから、平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 皆さんおはようございます。平成 28 年第 2 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。まず、4 月に発生いたしました熊本地震で、お亡くなりになられた方々に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げます。今回の地震に対しましては、本町では、人的支援として 4 人の職員を、熊本県南阿蘇村に派遣をいたしました。南阿蘇村の各地域を回り、被災者の生活再建のための支援制度の説明や受付業務に従事をいたしました。派遣中も何度か余震を感じたようですが、今回の地震では異例の頻度で余震が続いており、体力的にも精神的にも厳しい状況になっていると思います。本町におきましては、町民の皆様の安心安全を守るため、不断の取り組みを進め災害への備えに万全を期してまいりたいと考えております。さて、通常国会も終わり安倍首相は消費税率の引き上げを、平成 31 年 10 月まで再延期すると表明いたしました。消費税増税は、社会保障政策や少子化対策の財源として、国民の生活に関わる重大な政策であり安倍首相は、来月執行の参議院選挙において、国民の信を問いたいと審判を求めているようでございます。この参議院選挙は、70 年ぶりに選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられ、10 代の声新たに政治に届けられることとなります。少子高齢化が進む中、若者が担う役割は重要性を増してまいります。安全保障や経済・社会保障政策など参議院選挙の論点は多岐にわたりますが、我が国の未来を担う若者の意見を政治に反映させるためにも、若者の皆さんには、積極的な政治参加を期待したいと思います。また、町政運営を託されました我々におきましても、若者や子育て世代が住みやすく、住み続けたいと思っていただけるまちづくりに一層邁進してまいりたいと思っております。議員各位におかれましても、格段のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。出資法人等の経営状況の報告が 3 件、平成 27 年度繰越計算書の報告が 1 件、連携協約の締結についてが 1 件、条例の制定が 2 件、条例の一部改正が 1 件、補正予算が 3 件、人権擁護委員の推薦が 3 件、合わせて 14 件となっております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議により、ご議決、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。以上で、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（井上洋一） これから、本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上洋一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番菊池伸二君、4番松崎浩司君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（井上洋一） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る6月2日開催の議会運営委員会において、本日から17日までの9日間としております。これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月17日までの9日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（井上洋一） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告をします。次に、監査委員より4月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果について。5月に開催を予定していた議会報告会については、諸事情により、開催を見送りましたのでご報告します。次に、委員会の委員派遣について。厚生文教常任委員会が5月18日から20日まで、秋田県庁、秋田県藤里町及び大仙市において、秋田県の義務教育の変遷・課題・展望、ひきこもり対策・支援、学校給食センターの取組及び小中学校における学力向上の取組について、産業建設常任委員会が5月18日から20日まで、奈良県三郷町及び宇陀市において、雨水タンク設置助成金交付事業、空き家バンク、家庭用燃料電池設置補助及び6次産業を経営の柱とした農業経営について、議会広報常任委員会が5月24日から26日まで、北海道仁木町及び栗山町において、議会だよりの編集について、それぞれ研修を行った旨の報告がありました。次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、6月17日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（井上洋一） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項に

ついて報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成 28 年 3 月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りしております行政報告 1 ページをご覧ください。総務課危機管理関係でございますが、（1） 3 月 6 日、消防団員 28 人が町内全域を対象に春季火災予防運動防火パレードを実施いたしました。（2） 5 月 7 日、砥部町八倉の重信川河川敷において、消防団員 179 人が水防工法訓練を行いました。（3） 6 月 5 日、高市小学校区を対象に土砂災害を想定した避難訓練を実施いたしました。地域住民と消防団等関係者 80 人が参加し、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図りました。また、役場におきましては、災害対策本部の運営訓練も併せて行いました。人事関係でございますが、全国町村会からの要請を受け、5 月 25 日から 6 月 7 日までの 14 日間、熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村に職員を 4 人派遣いたしました。被災者生活再建支援制度の説明及び申請受付業務に従事いたしました。派遣状況につきましては、ご覧のとおりでございます。続きまして、企画財政課（1）でございますが、3 月 28 日から 5 月 16 日までの落札の状況でございます。入札件数 66 件、設計金額の総額 2 億 7,679 万円、落札総額 2 億 3,861 万 3 千円でございます。落札率は 86.2%でございます。内訳は下のとおりでございますが、①建設工事が 20 件、②測量・建設コンサルタントが 5 件、③その他の委託業務が 36 件、続いて 2 ページのほうに移りまして、④物品購入が 5 件でございます。（2）砥部町第二次総合計画策定業務委託でございますが、公募型プロポーザルにより応募のあった 4 者のうち、応募要件を満たす 3 者の提案書を審査した結果、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所と 949 万 3,200 円で契約を締結いたしました。続きまして、保険健康課でございます。3 月 17 日、災害時における被災者への医療救護を行うことを目的とした協定の調印式が、伊予市総合保健福祉センターで行われ、伊予市、松前町、砥部町が合同で伊予医師会並びに伊予歯科医師会と協定を締結いたしました。続きまして、建設課、道路維持工事の繰越分でございますが、町道重光赤坂線道路維持工事、進捗状況でございますが、5 月 31 日に完成をいたしました。続きまして、産業振興課でございます。33 回目を迎えた砥部焼まつりが、4 月 16 日、17 日の 2 日間、陶街道ゆとり公園を主会場に開催されました。来場者は熊本地震の影響もあり、昨年よりも 1 割程度少ない約 7 万人となりました。続きまして、生活環境課でございます。水道事業の関係で、公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事、高尾田地区でございます。配水管の布設替工事で、進捗状況でございますが、5 月末現在で 5%でございます。3 ページをご覧ください。学校教育課の給食センターの改築業務の関係でございますが、平成 29 年 9 月稼働を予定しております砥部町学校給食センター改築事業につきまして、建設予定地の造成工事及び建物の建築設計が、どちらも 3 月 30 日に完成、完了いたしました。概要につきましては、下のとおりでございます。①、②とご覧いただいたらと思います。（2）平成 28 年度の学級編成、5 月 1 日現在でございます。保育所の総園児数が 280 人、対前年比 4 人増、部屋数が 19 室、対前年比同室でございます。幼稚園総園児数が 160 人、対

前年比 16 人減、部屋数 9 室、前年比同じでございます。小学校総児童数 1,163 人、対前年比 35 人減、学級数 54 学級、対前年比 3 学級減。中学校総生徒数 605 人、対前年比 28 人増、学級数が 19 学級、対前年比 2 学級増でございます。以下、表は児童生徒数・学級数、5 月末現在の状況でございます。保育所につきましては、3 ページから 4 ページにかけてご覧のとおりでございます。4 ページをご覧いただいたらと思いましたが、4 ページが、一番上が広田保育所に続いております。続きまして、幼稚園の状況でございます。それから小学校の状況でございます。5 ページに移りまして、中学校の状況でございます。5 ページ社会教育課でございますが、(1) 坂村真民記念館開館 4 周年記念特別企画展、森信三と坂村真民の世界でございます。3 月 5 日から 6 月 5 日まで開催いたしました。3,506 人の来館がありました。6 月 11 日からは企画展、坂村真民と二人の母を開催いたします。(2) 3 月 23 日から 27 日まで、砥部町を描く絵画展巡回展を中央公民館で開催し、一般の部 37 点、小中学生の部 102 点を展示公開しました。展示作品のうち、14 点が寄贈され、町内の各施設で展示いたしております。(3) 陶街道ゆとり公園武道場が完成し、3 月 30 日に竣工式を行いました。式典のあと、全国大会に出場した小学生等による演武披露や砥部中学校の剣道部と柔道部による部内試合を披露いたしました。(4) 中央公民館講堂舞台吊物機構改修工事でございます。5 月 20 日随時契約により、株式会社三精エンジニアリングと契約を締結いたしました。契約金額、履行期間につきましては、ご覧のとおりでございます。以上で、行政報告を終わります。

○議長（井上洋一） 以上で、行政報告を終わります。



日程第 5 一般質問

○議長（井上洋一） 日程第 5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。1 番小西昌博君。

○1 番（小西昌博） おはようございます。1 番小西昌博です。議長の許可を得ましたので、2 問ほどご質問させていただきます。漢字が続き、お聞き苦しいところが多々あるとは思いますが、ご容赦していただけたらと思います。まず 1 問目、防災士の活用方法について。阪神・淡路大震災後、大規模災害への備えと対応について、国民一人ひとりが、自分の命は自分で守る、地域は地域の人たちで守る、職場は職場の人たちが守ることなど、正しい知識と適切な判断を兼ね備えた人材を育てるために防災士制度が創設されました。現在、全国の地方自治体や国立大学等の教育機関、民間研修機関では、積極的な防災士の養成の取り組みが進められ、地域の自主防災組織や小中学校、各事業所において、防災士の活用が広がっております。平成 28 年 4 月末時点での都道府県別にみ

た防災士の認証者数では、愛媛県の7,610人は、東京都9,505人、大分県7,634人に次ぐ人数となっており、砥部町においても、毎年10人前後が防災士の資格を取得し、平成28年4月1日現在、49人が防災士に認証されております。南海トラフ巨大地震等の自然災害に備え、防災士の日頃からの防災対策や災害時・災害後の救援・支援活動に期待がもたれていると感じていますが、防災士の活用方法について、町長のお考えをお聞かせください。2点目、避難行動要支援者の避難支援の取り組みについて。東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正により、要介護者や障がい者等の避難行動要支援者を災害から保護するために避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。各関係機関が連携して避難行動要支援者の避難支援を行うためには、平常時から、避難行動要支援者名簿を共有し災害時に活用できるよう準備しておく必要があります。砥部町においても、平成26年に砥部町地域防災計画を作成され、災害時に家族の支援を受けられず自力で避難することが困難な要介護者や障がい者が、地域の中で避難の支援を受けられるようにするために避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者本人や家族の同意のもと、各関係機関と情報を共有していると思いますが、本人の同意が得られなかった場合にはどのように対処しているのか、併せて、現在の避難行動要支援者名簿の登録者数、情報共有している関係機関・関係者等、その取り組みについて、町長にお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 小西議員のご質問にお答えします。はじめに、防災士の活用方法についての質問ですが、災害時は自分の命は自分で守る自助、地域で助け合う共助、消防や行政の行う公助があり、防災士の役割は、この共助の部分にあたります。一般的に、自助7割、共助2割、公助1割と言われておりますが、平成7年に発生した阪神淡路大震災においては、倒壊した建物から助け出された人のうち、公助である消防などの公的機関に助け出されたのはわずか2%で、残りの98%の方は、自力や近所の方に助け出されたというデータもあります。本町では、小西議員もご承知のとおり、現在49名の方が防災士の資格を取得しております。また、今年度は、防災士のいない区の方に防災士の資格を取得していただくため、21名分の予算を計上し、今年度中に全ての自主防災組織に防災士を配置することを目標としております。このたびの熊本地震の様子を見ていただいてもおわかりのとおり、大規模な地震の際には、圧倒的に職員の数が足りません。そのような中で、避難所の運営を地域住民の皆さんにも担っていただくわけですが、町としましては、自主防災組織や防災士の方々に、そのような場面でリーダーシップを発揮していただくとともに、避難・救助など、被災現場でも活躍していただきたいと考えております。今後とも、防災士の養成やスキルアップのための講習などを行なってまいりたいと考えております。次に、避難行動要支援者の避難支援の取り組みについてのご質問ですが、避難行動要支援者名簿は、小西議員もご承知のとおり、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に自力で避難することが難しく、支援を必要とする方の情

報を掲載したもので、災害時の避難支援や安否確認等に役立てるとともに、平常時の見守り活動にも活用しております。ご質問の関係機関への情報提供につきましては、本人の同意が必要となりますが、災害発生時に命を守るため、町が必要と判断した場合には、情報を提供することにしております。また、5月末現在の避難行動要支援者名簿登録者数でございますが、2,726名で、そのうち、本人の同意を得た登録者数は474名となっており、現在名簿を共有している関係者は、地域の区長と民生児童委員だけでございますが、今後、社会福祉協議会や消防署、警察などにも名簿の提供について検討していきたいと考えております。以上で、小西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 小西昌博君。

○1番（小西昌博） ただいま答弁の中で、自主防災組織に任せているという感じのこともあったと思うんですが、まず、1問、町内におられる防災士は、どのような活動を町内でしているのか具体的にあれば、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの小西議員のご質問にお答えいたします。今、防災士の資格を取得している方が49名いらっしゃいますけれども、現在のところ、幸いなことに災害もないというふうなことで、平素はあまり防災士としての活用はしていないというふうに思っておりますけれども、地域で自主防災組織等の自主的な訓練、そういったところで、防災士の資格を持っておる方につきましては、地域の方の指導的な役割をしていただいておりますというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 小西昌博君。

○1番（小西昌博） すみません、もう1問お尋ねします。本町も住民防災組織、町民参加の土砂災害危険箇所なんかの周知とか、地震の備えとか、防災講習会などが行っていると思うんですが、防災士を対象にした講習や訓練は行っていないと認識しています。先ほどの答弁の中で、スキルアップ研修とか講習をしたいとも申されたんですが、それは全町単位とか校区単位とかいうふうに、どのようにお考えですか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 防災士につきましては、現在、防災士の資格を取るためには、各区町さんの推薦によって受けていただいておりますのでございまして、今、小西議員のご質問のように防災士さんが49名、これからも増えると思っておりますけれども、その防災士さんを砥部町が一堂に集めているんならお願いと申しますか、そういったことを今はしておりません。やはり、その防災士さんを今後活用するためには、防災士さんが、これからどういうことの手伝いができるか、また、こちらがどういうお願いができるか、そういったことを取りまとめて、ぜひ、防災士さんの要請と言いますか、講習会等やってみたいというふうに思っております。以上です。

○議長（井上洋一） 小西昌博君。

○1番（小西昌博） 答弁の中にもあったかと思うんですが、この町内の小中学校とか

幼稚園、保育所などにも、この防災士の資格を取得した教員がいれば、安心安全ではな
かろうかとは思いますが、この点についてはどうお考えですか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、既に先生、教員で防災
士を取っておられる方もおるようございまして、やはり弱者と言いますか、子どもた
ちに一番近いところにおる先生等につきましても教育委員会と十分協議をして、防災士
の資格を取っていただくように努めたいというふうに思っております。私も防災士、時
間があれば取りに行きたいと思っておりますので、ぜひ、議員の皆さんも、よければ取
りに行っていただきたいというふうに思います。

○議長（井上洋一） 小西昌博君。

○1番（小西昌博） たびたび、すみません。もう一つ関連してなんですが、この町有
施設には配備の計画とか、職員さんを取ってもらうとかいうふうなことは考えてないで
すか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 町有施設と申しますのは、学校でありますとか集会所、職員が常
駐しておる所というふうに理解をいたしますけれども、これはこれから防災士さんの要
請を住民の方々にしてしていただく中で、当然職員も、一番に先頭に立たなければいけ
ない人材でございますので、職員の防災士の取得についても努めていきたいというふう
に思っております。

○議長（井上洋一） 小西昌博君。

○1番（小西昌博） すみません、どうもありがとうございました。今ので、1問目の
防災士の活用方法については、質問を終わります。今度、避難行動要支援者についての
取り組みについての質問なんですが、先ほど言われた情報を共有している関係者として、
民生委員と児童委員から、今度、消防機関とか警察機関とか社会福祉協議会とかも増や
す予定であると思うんですが、もう早急に、消防団というものは地元に着した活動を
されている方が多々いると思うんで、即戦力になると思うんですが、早いうちに消防団、
消防関係そういうのを入れてもらえればと思うんですが、その点はどんなですか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、災害が起きた折に救助をしなければならない。先ほども言
いましたように、自助、共助、公助という問題はありますけれども、その人たちで、や
はり要援護、身体の弱い方そういった方を事前に把握しておくということでございま
すけれども、今、プライバシーの保護とかそういった問題がございまして、いろんな制約
の中で承諾をとっておりますけれども、いざ災害となりますとそういった事は言ってお
りません。そういったことを踏まえまして、先ほども答弁させていただきましたように、
消防団といいますのは、第一線で働いている方でございますので、消防団の名簿の提供
については、早急に内部で十分に検討して、許す範囲で、できればそういうふうにした

いと思っております。

○議長（井上洋一） 小西昌博君。

○1番（小西昌博） すみません、もう1点。避難行動要支援者の中には、避難などに必要な情報が早く入れば、自ら、もしかしたら、少しでも行動できるようなことが可能な人もおられると思いますが、そのような時の伝達方法は、どのようにお考えですか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 災害については、例えば、災害と申しますのは、我々の役目としては、避難に対する指示、また、避難勧告というのが町に任された責務でございまして、それを避難するのは本人の自由と申しますか、それは、拘束力はないというのが一般論でございすけれども、我々の責務といたしましては、情報提示、今どういう状態になっておるか、今どういう気象情報から含めて、すべての情報を提供するというのが、我々の行政に課せられました、これも気象庁からも含めてですけれども、責務というふうなことでございすので、そういった中で、当然、情報を住民の皆様方に知らせるといのは我々の責務でございす。そういった中で、今、例えば、防災無線でありますとか、そういったところでしておりますけれども、今、災害弱者と言われておる方がどうなんかという問題なんですけれども、過去の例でございすけれども、例えば、19号台風で、中島町でかなりな被害がありましたけれども、住民の皆様方の被害がなかった。これはどういうことかと申しますと、やはり消防団の方々が、地域の方が、お年寄りまたはそういった方が、どこへ寝ておる、そこまで把握をしておる。地域の方が把握をしておるということで、いち早く、このおばあさんはどこそこで寝よる、お部屋の話ですけれども、それで助けた。高知でも、そういう例があったと聞いております。やはり、そういったことで、地域の皆様方が把握していただく、これは消防団も含めてですけれども、防災士もそうですけれども。我々、公助という話をいつまでもしております。やはり、自助と言うのは大事。共助がその次ですけれども、地域の皆さま方が、地域の実情をよく知っていただいて、いざ災害になる折には、そういうふうな助けができる。こういったことにつきましても、また議員の皆様方、また区長の皆様方、地域の皆様方は、十分その災害に対する備えとして認識をしていただいたら、一番、助けるのに間に合うのではないかというふうに認識いたしております。以上です。

○議長（井上洋一） 小西昌博君。

○1番（小西昌博） 最後の質問なんです、例えば、情報を共有している機関、さっき言われました、児童民生員と区長さんの会合とか打ち合わせとかいうのは、年に何回程度行われているんですか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今のご質問は災害情報か、それとも要介護かわかりませんが、要介護の方につきましては、区長会で、年に2回ぐらい周知させていただいております。ただ、そういったことに関しまして、いろんな所で訓練を行っておりますけれども、

区長さんにでありますとか、民生委員さんでありますとか、消防団の皆様方でありますとか、そういった人を一堂に会して、砥部町が災害でこういうことだというのは、訓練の中ではいろんな方が出席をしていただいておりますけれども、議員さんも含めまして各種団体の皆様方というのは、実施はしていないと思っておりますので、そういったところの、今日、私がお話させていただいたようなことを含めまして、再認識をしていただくというふうな、皆様方の、各種団体の皆様方にそういったことの認識を持っていただくというのは重要なことかと思っておりますので、また、十分そういったことについては、検討したいというふうに思います。

○議長（井上洋一） 小西昌博君。

○1番（小西昌博） すみません、どうもありがとうございました。地震に対する対策なんかは、なかなか、ほんと個人とかで考えないといけないけど、ある程度地域住民の協力があっというまかなえるところもあると思うんですが、ほんと。これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（井上洋一） 小西昌博君の質問を終わります。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番菊池伸二です。議長の許可を得ましたので、今回は2問について質問させていただきます。まず、1問、町税等のコンビニ収納導入についてお伺いします。町税等のコンビニエンスストアでの納付については、過去にも一般質問で取り上げられとることがありますが、近年、コンビニ収納を導入する自治体が増えている状況を踏まえて、再度お伺いいたします。固定資産税や軽自動車税の納付書が届いている会社員の町民の方から、8時30分から出勤し、退社するのが17時30分なので、町税の納税のために休憩を取り、銀行や役場で納付している。同じような方が多くいるという状況で、また、近隣の共稼ぎ世帯の方々からは、ぜひ、コンビニで納付できるようにしてほしいと要望がありました。町税の担当課にコンビニ収納について確認したところ、町の人口規模では費用対効果が得られないこと、コンビニで納付してから町で収納確認ができるまでに、ある程度日数を要するために、行き違いになる場合があると説明をいただきました。徴収率や導入費用など、その費用対効果を十分検討する必要があるとは思っていますが、町民の皆様の利便性の向上のために、本町においても町税等のコンビニ収納を導入すべきと考えております。ぜひ、町長のお考えをお聞かせください。続きまして、2問、国土強靱化地域計画の策定についてお伺いいたします。国土強靱化地域計画では、いかなる自然災害等が発生しても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にし、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくりあげるための計画です。国土強靱化基本法が定められる都道府県又は市町村が策定する国土強靱化地域計画は、法的には計画の策定は任意とされておりますが、今後も発生するであろう大規模自然災害等から町民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前に備える効率的かつ効果的に行うことの観点から、早急に策定・公表すべきであると考えております。本町の国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みについて、町長にお伺いします。以

上2問、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。まずはじめに、町税等のコンビニ収納導入についてのご質問ですが、菊池議員ご指摘のとおり、コンビニエンスストアからの町税の納付につきましては、全国どこでも24時間365日納付が可能となることから、多様なライフスタイルに適した方法であり、納税方法の拡大による利便性の向上が図られるものと考えております。本町では、コンビニ収納の導入につきまして、平成25年度から第3次集中改革プランの実施項目として、町税等収納方法検討会を立ち上げ、検討を行ってまいりました。その中で、コンビニ収納を実施した場合の最大のメリットは、町民の皆様の利便性の向上とそれに伴う収納率アップが挙げられました。一方、デメリットにつきましては、電算システムのランニングコストの増加や納付書1件あたりの取扱手数料が口座振替の約9倍と非常に高いこと、また、納付から収納確認までに時間がかかるため納税証明書の発行等に支障が出ること、税額が30万円以上の場合や納期が過ぎた納付書では納付できないなどの問題が挙げられました。以上のような検証を踏まえ、導入を見送った経緯がございますが、軽自動車税に関しましては、比較的若年層の納税者が多く、コンビニ収納の要望も上がっておりますので、まずは、軽自動車税のコンビニ納付の導入について、前向きに検討してまいりたいと考えております。次に、国土強靱化地域計画の策定についてのご質問ですが、地方自治体が策定する国土強靱化地域計画は、総合計画と同様、自治体のすべての計画の上位になるものと位置づけられており、策定にあたっては、環境・教育・まちづくりなども含めたすべての計画との整合及び見直しを図っていくこととなります。菊池議員もご承知のとおり、計画の策定につきましては、任意とされており、本町におきましては、現在の地域防災計画に定められた業務の遂行や防災訓練など防災に関する各種施策の推進に努めてまいりたいと考えており、現在のところ、策定の予定はございません。しかしながら、今後、近隣市町の取組等も踏まえながら、策定について検討してまいりたいと思っております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。町税等のコンビニ導入についてなんですけれども、軽自動車は前向きに考えていただけるということで、まず、1点だけでも叶うんじゃないかなという期待を持っております。まず、町税のコンビニについては、真剣に訴えられた方は、やはり、砥部町から松山の和気の方の大きな工場に勤められる方なんですけれども、やはり、普通でしたらお昼銀行でとか、お昼帰ったらという意見もあるんですけれども、どうしてもお昼が出れないというので、月曜から金曜まで勤めに出たら全く出れない。家庭の方も働いているのでなかなかできないので、なんとか砥部町でもしてほしいということの要望がありました。また、若い夫婦なんですけれども、近隣に住む方からなんですけれども、やはり、最近、奥さんが働くようにな

ったと、以前は、奥さんが常に砥部町まで来て払ってたらしいんですけど、それもなかなか難しくなったということで、やはり、納税についてもなんとかコンビニでできませんかというのが要望でした。それに、今、砥部町の現実といたしましても、やはり、待機児童が増えているというのが、全体的に見てからもそうじゃないかと思います。私が議員にさしていただいた時は、待機児童はゼロですというようなことが、教育課から聞いたこともありますし、それから、昨年ですか、約20名、今年になってから約30名近く人が待機児童になってるということは、つまり若い人たちが働くということが現状として現れていますので、ぜひとも町税については、なんとか、ほとんどやっていただきたいというのが希望なんですけれども、その点、町長いかがでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） はい、私のところにも、コンビニの収納ができればいいというふうなことを聞いてます。事務方とも十分協議をしましたけれども、松山市さん以外は、今のところ軽自動車税だけというふうに伺っておりますし、先ほども言いましたように軽自動車税については、50cc未満というふうなことで、本当に若い方もたくさん乗っておられますので、そういった方については、コンビニで納めるというのは随分利便性が高まるだろうというふうなことで、前向きに検討させていただきたいというふうに答弁をさせていただきましたけれども、このことについては、やはり、今の時代でございますので十分に検討をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 町長ありがとうございます。常に前向きなお答えをいただいて、町民の方にも、報告するにも本当に楽かなと思っております。ぜひとも、そういうことでコンビニ導入ということで、本当に検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして、国土強靱化地域計画の策定について、再質問させていただきます。ここに国土強靱化地域計画の策定に向けた取組についてという資料がありますので、時間もありますので少し読ませさせていただきます。この国土強靱化地域計画については、今後どのような災害等が起こっても、災害の大きさそれ自体を小さくすることが期待できるとともに、計画策定後は、国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進歩することが期待できるため、国としては、平成27年1月に、国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援についてを決定。具体的には、国土交通省所管の社会資本総合整備事業や防災・安全交付金、また、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金、さらには、消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など、32の関係府省庁の所管の交付金・補助金などにおいて支援が講じられるとともに、その交付の判断において一定程度配慮されることになっておるそうです。ただ、先ほども町長が答弁していただいたんですけども、この国土強靱化地域計画の策定においては、平成28年1月7日現在の集計なんですけれど

も、都道府県においては、計画策定済みが17都道府県、予定も含んだ計画策定中が32都道府県であります。ただ、市町村においては、計画策定済みが9市町村、予定も含むと24市町村にとどまっているようです。未だ多くの市町村が、この国土強靱化地域計画を策定できてない地域があるようです。また、ここに国土強靱化地域計画を進める3つのメリットというのがあるので、また、ここでも読まさせていただきます。まず1として、どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくすることができる。また2、国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進歩できることが期待できる。3、地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化の地域の対応の増進をもたらす、地域の持続的な成長を促すとあります。このことを鑑みても、地域計画を進めていきたいという希望なんですけれども、今のところ、砥部町は、まだ考えてはないということなんですけれども、ぜひとも考えていただきたいんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいま菊池議員さんが国土強靱化の必要性、そういったことについては、国が出されておる指針でございまして、今、国についても、このことについてしっかりと、国におきますと、例えば、高速道路をどうしていくかとか、そういったところは国土強靱化の一つのこととございまして、愛媛県におきましてもまだそこまでいっていないというところとございまして、この問題は、例えば、砥部町が国土強靱化の計画を立てるとなると、例えば、この災害があった折に町道をどういうふうに広げておればどうであるとか、ライフラインの問題であるとか、そういったことの大きな問題とございまして、この問題については、やはり国、県がまだまだ計画を、途上段階というところで、私どもが先走って砥部町だけというわけにはいきませんので、そういったことにつきましては、先ほどのご答弁のように十分情報を見極めながら、今後の課題というふうなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（井上洋一） 3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。国の方針ということもありますけれども、実際に被害を受けるのは地域なので、ぜひともそのことを考えていただいて、地域から手を上げていただくような方針でやっていただければ、我々議員としても嬉しいと思っておりますので、ぜひとも町長よろしく願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（井上洋一） 菊池伸二君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は10時35分の予定です。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。一般質問を続けます。7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 7番西岡でございます。2問質問させていただきます。その前に、福岡、熊本県の震災に遭われた方にお見舞いとお悔やみを申しあげたい。そしてまた、1日も早い復興を願っております。それでは質問いたします。地震災害対策の検証についてお伺いをいたします。阪神・中越・東日本大震災、まだ、現在完全に収束をしていない熊本の地震など、地震列島といわれる日本に地震の起きない安全な地域はありません。本町においても、平常時から地震災害を想定し危機感を持たなければなりません。そのため、不測の事態を想定し、速やかに地震災害が発生した場合の対策について、問題点を検証し研究をする必要があります。特に避難所の衛生管理や支援物資の迅速な配送、避難生活が長期化した場合のプライバシーの保護や健康管理の問題について、被災住民の良好な生活環境が円滑に確保されるよう、平常時より、取り組むべき課題であると考えます、町長のお考えをお聞かせください。2問、障子山森林公園整備についてお伺いいたします。ご承知のように障子山は、皿ヶ嶺を中心とする東西約16kmにわたる連峰と山麓の一部を含む皿ヶ嶺県立自然公園に属しています。自然公園は、優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外活動を楽しむことができるように指定された地域であり、山歩きやバードウォッチング等、心も体もリフレッシュできるレクリエーションの場所とされていますが、果たして障子山は野外活動を楽しむことができる場所となっているのでしょうか。今年度は、町では、障子山からの眺望の保全・活用に向けて、頂上からの眺望を阻害している樹木の伐採を実施しますが、この機会に本町のシンボルであり中学校の校歌にもある障子山の一部、自然公園第2種特別地域に指定されている山頂部を町で購入し、誰もが野外活動を楽しむことができる森林公園として整備してはと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員のご質問にお答えします。はじめに、地震災害対策の検証についてのご質問ですが、西岡議員ご指摘のとおり、日本は地震列島であり、地震はいつどこで起こってもおかしくありません。また、南海トラフでの地震につきましては、今後30年で発生する確率は70%と言われており、最大限の警戒が必要であると考えております。本町におきましては、不測の事態に速やかに対応できるよう、職員や関係機関が、各種の訓練を行っております。また、地域住民の方にも避難所へ避難していただく訓練を毎年行っておりますし、避難所への発電機等資機材の整備や物資の備蓄なども、順次進めているところでございます。西岡議員ご指摘の避難所の運営につきましても、昨年度、災害時の避難所開設・運営マニュアルを大幅に見直しました。このマニュアルでは、施設管理者や住民などの果たす役割・時系列での業務の流れや、西岡議員が懸念されている課題への対応などについてまとめております。このマニュアルは、ホームページにも掲載しておりますが、今後は自主防災組織や防災士を通じて、地域の皆様への周知を図るとともに、不測の事態においても円滑に避難所運営ができるよう、平常時か

ら訓練などに取り組んでまいりたいと考えております。次に、障子山森林公園整備についてのご質問ですが、この件につきましては、これまでに一般質問やこども議会、また、一般住民からも眺望確保についてのご要望をいただいた経緯があることから、今年度当初予算に山頂周辺の樹木の伐採費用等を計上しております。現在までに土地所有者へ立木補償費の支払いを済ませ、伐採業者を決定したところでございます。7月末までに伐採し、眺望を確保することとしております。さて、現在、3年計画で障子山林道の舗装工事を行っており、平成29年度の全線完成に向け工事を進めております。林道の終点が広場となっており、駐車スペースを確保できるため、その段階で登山道を整備したいと考えております。また、障子山林道と山頂との中間付近に、平成33年度の完成予定で、県営林道が整備中でもありますので、完成いたしますと山頂までの距離が縮まります。その時点でご質問のありました野外活動を行えるような森林公園の整備についても、再度検討していきたいと考えております。以上で、面岡議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 今、町長さんから言われましたように大変力を入れているんだということは、しっかりと認識をさせていただきました。そこで、一つの例を挙げたいと思います。避難者が車の座席などに長時間同じ姿勢で座っていると足の静脈に血栓ができますね。その血栓が肺の血管に詰まれば死に至ることがある。エコノミークラス症候群というのであります。こんな病気があるのを知っていれば、中越地震で、2週間以内に11人が発症し、6人が死亡しなかったかもしれない。それがなお最近の熊本地震で繰り返され発症し、せつかく地震で助かった命を亡くした。過去の教訓が生かされなかった一つの例であります。地震被害は、国と1自治体での対応では無理である。日頃より、近隣市町村と災害時に相互の支援をする仕組みを作っておくべきと考えます。身近な市町村からの応援や支援は、迅速で助かると思います。また、いち早い物資の支援は、備蓄をしている、そういう備蓄品を送ってあげたらどうかと思いますがいかがでしょうか。続いて、教育長にこれはお尋ねしたいと思います。小中学校は、大体指定避難所になっている所が多いと思います。そこで小学生は5、6年生ですかね、中学生は全員、9月から8月頃、1回防災訓練等をしてはと考えます。運動場にテントを設営し、備蓄のアルファ米を飯ごう炊飯し、希望者はテントで1泊する実践的な訓練が大切であろうと思います。イベントのような訓練は、あまり役に立たないのではないかとこのように考えております。町長のお考えは。

○議長（井上洋一） 面岡議員、一問一答方式でやっておりますので、できれば一問一答で。まとめてやるのもいいんですが、わかりやすいと思いますので。

○7番（面岡利昌） これは最初のですか。2問ともやるんですか。

○議長（井上洋一） はい、わかりました。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問でございますけれども、災害時のエコノミー症

候群、これは重要な問題でございまして、私も老人クラブ等で体操を教わりましたので皆さんにこういう体操をすれば治りますよというふうなこともいろいろさせていただいておりますし、そういったことで十分対策は取りたいというふうに思っております。また、あとの質問につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 武智教育長。

○教育長（武智省三） ただいまの面岡議員さんのご質問ですが、地震災害あるいは火災も含めてですけれども、今、一番心配される住民の人命、安全に関わる訓練が、町内全域で行われておるわけですが、当然、広場、小学校、中学校、教育関係の広場も被災された方が集まる一番安心安全な場所になっております。小中学校、幼稚園、保育所も含めてですが、そういう事態になれば、昼間の集まっている場合には、そういう対応がある程度迅速にできるかと思えます。日曜日や土曜日あるいは休んでおるところにおいての安全につきましては、住民の行動といっしょに青少年も同じ行動をしていかなければなりません、特に昼間のそういう集合している場所での危機管理につきましては、学校あるいは幼稚園、保育所の監督のもとに安全を図らなければならない。これは当然のことです。それで、小学校、中学校につきましては防災あるいは火災、地震等についての避難のいわゆる学習となりますけれども、小学校でも1年から6年まで年間に最低1回は、火災訓練あるいは地震も兼ねて、大体行っているのが普通でありますけど、地震についての避難訓練というのは、学校によつての経営の中の一つで取り組んでおる学校もありますが、一般には、火災における避難訓練と地震に対する、それも同時に行うところが今の現実では多いようです。必ず年に1回は、火災報知あるいはそういう非常事態の予鈴といいますか、発信をいたしまして、安全な運動場に避難する、それを必ず取り入れております。中学校もしかりですけれども、幼稚園、保育所もそういう昼間の集合した時点では、訓練を保育士あるいは幼稚園の先生が取り組んでおるのが現状であります。それで、今、面岡議員さんがご指摘していただいた、子どもにもそういう地震あるいは火災の恐ろしさというのは、日頃、伝え学習させているわけですけれども、やはり、30年近くに70%、80%起こる災害については、もっとこう意識を高めて幼稚園、保育所あるいは小中学校の子どもたちに、日頃から意識を持って指導させていきたいと思っております。以上で、面岡議員さんの質問にお答えしたらと思えます。以上です。

○議長（井上洋一） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） ちょっとよく聞かなかったのかもわかりませんが、近隣の市町村とそういう相互の条約ではないけど、そういう約束をするということと、迅速な物資の支援をするために備蓄をしとる備蓄の物資を送るといふような考えはどうでしょうかという質問をもう1回お尋ねしたい。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどエコノミーのことだけ頭に入っております、その物資のことを、これは県下、愛媛県または市町村、契約を締結しております、災害が起きた

折の相互の援助体制というのは確立をしております。もちろん備蓄につきましても、今回もいち早く熊本にも砥部町からも送らせていただきました。そういったことについては、もうすでに愛媛県でも十分出てきておりますので、面岡議員さんが懸念されておられるようなことは、ある程度できておるといふふうにご理解いただいたらというふうに思います。

○議長（井上洋一） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） その支援物資の備蓄というのは、二つの意味がありまして、一つは、やはり賞味期限というものがありますが、なるべくそういう、今使えるときは、一応その、そこへ速やかに渡してあげて、また新しいのを補給したら町としても助かるというか、そういうこともあるし、向こう、先方も早い支援を送っていただいたら助かる、両方が助かるというのがあって言っておるのであります。それでは、第2問の障子山についてのお聞きをいたしたいと思う。ご承知のように、新たに障子山を作るとすれば、想像もつかない費用、また、歳月を要することは、ご承知のとおりおわかりと思います。その価値ある山が本町にあるのに、それを活用しなければもったいなく、大変残念だと思えます。少しの費用と労力をかければ、心も身体も、リフレッシュできるレクリエーションの場所になります。山頂を購入し、区画割をして、A区は何種類かの桜の木、B区画はクヌギの木、C区画には楓、これもいろいろな種類があります。そういうふうにならば、何区画かに分けて植えます。そして、1区画は中学生の卒業生ですね、3年生。その3年生に卒業記念樹を植えてもらう。たぶん思い出になって、だいぶ年数が経てきたら山に行くんじゃないかなというふうな気持ちもあります。そういうふうに分けて紅葉樹を植えますと春は桜が咲きます、夏は新緑、緑、秋は紅葉、そして道後平野、遠くは瀬戸内海、中国地方も見渡せる眺望との一体になる森林公園を、町長、作られると言われておりますが、そういうことを実現すれば、僕は素晴らしいものになるんだろうというふうに思っております。もう、できることであれば、それは、あえて質問は、答弁はいいません。以上で、質問を終わりました。

○議長（井上洋一） 7番面岡利昌君の質問を終わります。6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） 6番森永茂男でございます。久しぶりに一般質問しますので、ちょっとあがっておりますが、よろしくお願ひします。まず、一つ目が、住宅地の生活環境について。近頃マスコミを賑わせておりますが、ごみ等を自宅の敷地内外に溜め込んでしまい、周辺住民の生活環境に様々な影響を及ぼしているごみ屋敷が、全国的に問題となり関心を集めています。ごみ屋敷の問題は、住民同士の意思疎通が図れない都会での出来事のように思われますが、砥部町も決して例外ではありません。全国の自治体には、問題に対応するために先進的な取り組みを始めたところもあります。常々、災害に強いまちづくりといわれていますが、地域住民の快適な生活環境を確保することも重要であり、砥部町においても、ごみ屋敷の問題が発生する前から先進地の取り組みを参考に、その対策について検討すべきではないかと考えておりますが、町長のお考えをお聞か

せください。一つ、草木が伸び放題であったり、ごみが不法投棄され、近隣住民から苦情が出ている空き家はあるのか。そしてもう一つ、居住者が、ごみ等を溜めこんで処理することができない状況となり、近隣住民に迷惑をかけている住宅はあるのか。この2点、お答えをいただいたらと思います。続きまして、投票率向上に向けた取り組みについて。このたび、18歳から投票ができるようになりますが、選挙管理委員会の投票率向上に向けた取り組みについてお伺います。この4月、公職選挙法の一部が改正され、期日前投票所の投票開始時刻を2時間以内で早めること、投票終了時刻を2時間以内で遅らせることが可能となりましたが、どのように砥部町は対応するのか。2番目に高齢者等の交通弱者の投票対策のため、車両を使った移動期日前投票所を設けることについては、どう考えておられるのか。3番目、過去の選挙における、投票日の午後7時から午後8時までの投票者数、投票率についてお伺いいたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 森永議員のご質問にお答えします。はじめに、住宅地の生活環境についてのご質問ですが、全国的に問題となっているごみ屋敷は、高齢者に多く近親者を亡くした喪失感などから、自宅にごみを埋めつくしてしまうといった分析をする専門家もいます。先進地事例としましては、ごみの撤去勧告や撤去費用の助成に対する条例を制定している自治体があります。また、民間の福祉団体や自治体職員、住民ボランティアが一体となって、ごみ屋敷リセットプロジェクトを立ち上げ、ゴミ屋敷を解決し、再発も起きていないなど実績を上げている自治体もあります。本町におきましては、幸いこのようなごみ屋敷問題は発生しておりませんが、先進地の事例を参考に今後も対応していきたいと考えております。さて、草木やごみの不法投棄で苦情のあった空き家についてのご質問ですが、平成27年度は11件の苦情がありました。いずれも、家の所有者や相続人に連絡し、全て解決をしております。次に、ごみ等を溜めこんでいる事例でございますが、1件把握しております。居住者の宅地内に金属類の有価物を積み上げており、この有価物で生計を立てている事例でございます。町の対応としましては、有価物として取り扱うのであれば、野ざらしにするのではなく、シートを被せるなど、保管対策を講じるよう指導するとともに、多量に溜めこまないよう監視を続けております。次に、投票率の向上に向けた取り組みにつきましては、選挙管理委員会の相原書記長が答弁をさせていただきます。

○議長（井上洋一） 相原選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（相原清志） それでは、投票率向上に向けた取り組みについて、お答えをいたします。まず、一つ目の期日前投票所の投票時間につきましては、森永議員さんもお承知のとおり、公職選挙法の改正に伴いまして、期日前投票所の開始時間と終了時間が、それぞれ2時間以内で繰上げ、繰下げが可能となりました。これに伴いまして、来月執行の参議院議員通常選挙から、最長で、午前6時30分から午後10時

まで、期日前投票が可能になります。しかし、全国の多くの自治体では、効果が見込めないなどの理由から実施をしない自治体がほとんどのようであります。県内でも実施を予定している自治体はございません。本町におきましても、現在のところ実施は考えておりませんが、今後、近隣の状況や実施自治体の検証などを踏まえ、対応していきたいと考えております。次に、車両を使った移動期日前投票所の設置についてのご質問でございますが、過疎化が進み民間の路線バスが廃止するなど、交通弱者と呼ばれる高齢者などが全国的に増えており、投票機会を幅広く確保することが必要になっています。本町におきましては、第24回参議院議員通常選挙から、これまで期日前投票所が無かった麻生地区と砥部地区に期日前投票所を新たに設置し、高齢者や歩行の困難な方などにとりましても、投票に行きやすい環境づくりに取り組んでまいります。ご質問のありました車両を使った移動期日前投票所につきましては、島根県の浜田市が、有権者が少なく投票所を統廃合した地域の投票率の維持と向上を図るため、ワゴン車で、これらの地域を巡る移動期日前投票所を全国で初めて導入するようです。選挙終了後には、浜田市に問い合わせするなど、本町におきましても研究してまいりたいと考えております。次に、過去の選挙における投票日の午後7時から午後8時までの投票者数と投票率のご質問ですが、直近の選挙でお答えをしますと、平成26年11月執行の愛媛県知事選挙では、当日有権者数が17,944人で、全体の投票率は44.13%でした。午後7時から午後8時までの投票者数が126人で、投票率が0.7%です。平成26年12月執行の衆議院議員総選挙では、当日有権者数が18,077人で、全体の投票率は50.68%、午後7時から午後8時までの投票者数が164人で、投票率が0.91%です。平成27年4月執行の愛媛県議会議員選挙では、当日有権者数が17,750人で、全体の投票率は53.76%、午後7時から午後8時までの投票者数が168人で、投票率が0.95%でした。以上で、森永議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） まず、住宅地の生活環境に関することでお尋ねしたいと思いますが、ゴミが不法投棄され苦情が出ている空き家等が11件あったというのは、やはり、ちょっと私としては驚きを隠せないところがあります。それだけ空き家が多いという現実があるのではなかろうかと思うんですが、要は、このごみの問題というのは、そこの住んどる人らとの意思の疎通がうまくいってないから、ごみを溜め込むというようなことあるかと思っておりますので、砥部町もこれから勉強をしていただきまして、まず強制的に、要は、本人は財産や思て管理をしよるわけですから、なかなか現実問題、対処していくのは難しい問題があるかとは思いますが、まずは、要は、本人一人を孤独にしないということが大事なことはなかろうかとは思いますが、まずは福祉課に担当さすのは、どうかとは思いますが、課で対応できれば一番ベターじゃなかろうかとは思いますが、まずは対話で解決する道を、まず最初に選んでいかなければならないのではなかろうかと私も思っておりますが、まず砥部町としても、よそでも都会なんかは、なんぼかそう

いう条例を作って対応するようにはしておりますが、砥部町としては、条例を作るつもりはあるのかなのか、そのところをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどの、森永議員のご質問の再質問でございますけれども、苦情の11件というのは、ほとんどが草木というか、木が伸び放題で隣の家を邪魔になっておるといふことで、これは解決をしたということ。もう一つは、先ほども答弁させていただきましたけれども、1件、金属類、これはご承知かとは思いますが、これについては、道路等に出とんではないか、そういうふうなことも事務方とも相談しておりますが、もし道路等を脅かしているというふうなことになるならば、当然指導はしていかなければならないというふうに思っております。また、質問の条例制定でございますけれども、やはりそれは必要性が多くなればしななければならないというふうに思っておりますけれども、今は砥部町が抱えておる問題につきましては、条例制定でどうこういうところまでいっておりませんし、少し変わりますけれども、今年度、建設課の方で空き家対策に対する調査をするようにしておりますので、その辺りで、なお実態が把握できるのではないかとこのように思っておりますので、今後の検討課題というふうなことにさせていただきたいというふうに思います。

○議長（井上洋一） 6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） 都会ほどは深刻でない実状では、条例制定まではなかなか難しいのではないかと私も思いますが、これから勉強をしていただきまして、住民が生活するために、孤立してしまうとどうしてもそういう傾向になるのではなからうかとは思いますが、そういう面も考えていただきまして、対処をしていただけたらと思います。続きまして、投票率の向上に向けた取り組みについて回答をいただきまして、時間の延長なしというのは、これは私もそれで十分だと思います。高齢者の交通弱者の件につきましては、砥部町がどれだけ必要性があるのかというのは、なかなか難しいところではあるかとは思いますが、これから検討するのは、一つ価値があるのではなからうかと思っておりますので、検討をいただけたらと思います。3番目に、午後7時から8時までの投票者数です。県政、国政、いろいろ投票で、1時間ほどで120人から160人くらいの方が利用されているようですので、こちら辺の数字の問題がなかなか難しいところではあるかとは思いますが、私個人としては、期日前投票が告示から、町長の、町議選であれば4日間ですかね。そして、投票日があって5日間投票ができるわけで。その期日前投票も朝8時から夜8時までですか、できるわけで。投票日の7時から8時までは、私自身は、要るのか要らないのか、ちょっとこの数字では判断に悩むところではありますけど、費用対効果で1時間、私は投票日は午後7時に閉めてもいいのではなからうかとは思っているわけなんですけど、それはなぜかといいますと、投票時間が早くなると開票が早くなります。そうして、要は、結果が早くわかりまして、有権者の皆さんも早く結果がわかる方が嬉しいのではなからうかとは考えるので、投票日に限っては、午後7時に閉めても

ええように思いますが、そこら辺はどうお考えですか。

議長（井上洋一） 今、森永議員の話しの中で、選挙期間中は5日間だと、町長、町議は、選挙は。4日言われたんやないかな。違うんかな。5日、その辺りも。

○6番（森永茂男） 期日前が4日で、投票日で5日、全部で5日間でしょ。

議長（井上洋一） 期日前4日。

○6番（森永茂男） 投票日が1日あったら5日間投票できるということです。

○議長（井上洋一） 相原選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（相原清志） 森永議員さんのご質問がありました投票日の終了時間の1時間繰り上げということでございますが、一応、選挙の時間は、朝の7時から午後の8時までと決まっておりますので、それを砥部町だけ1時間早くするというのは難しいかと思われまます。以上です。

○議長（井上洋一） 6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） もうそれは、法律で決まっって動かしようがないことですか。

○議長（井上洋一） 相原選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（相原清志） すみません、説明不足でございました。やむを得ない事情がある場合には、短くもできるんですが、砥部町内の投票所の中で、そのやむを得ない事情があるために短くするかということは、選挙管理委員会の方で検討をしなければならないという問題がございます。そういった森永議員さんからの、そういったご意見が多いようでありましたら、そういったことも、今後、選挙管理委員会で議論していきたいと思ひます。

○議長（井上洋一） 6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） 検討できるのであれば、検討をしていただきたらと思ひます。これは、皆さんの意見が大事な世界で、1人が言うた意見が通る話ではないですので、皆さんがいろんな意見を出していただいて、検討できるのであれば、検討をしていただきたらと思ひます。以上で、私の質問を終わります、ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 森永茂男君の質問を終わります。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番佐々木隆雄です。冒頭の町長の挨拶の中にもありましたが、面岡議員も触れられましたが、私は、この5月に産業建設常任委員会で、本来鹿児島県に研修に行く予定になっておりました。既に全てのものを手配しておりましたんですが、どうしても現状のことを考えると、行ってもむしろ邪魔になるだろうしというふうなことで、急遽行き先を変えたというような経過がございます。そういうことも合わせましてですね、本当に熊本地震によって被害を遭われた皆さんにお悔やみを申し上げますとともに、1日も早い回復を祈念いたすものでございます。そういうことも含めて、私は今回、砥部町の持つております、防災計画について1点、それから一部関連することもあるんですが、住宅リフォームの助成制度に関して質問を用意いたしました。まず、防災計画について、非常に分厚い赤い冊子があって、ほとんどの方が見てはないのが現状

ではないかと思われます。私もこの間少しずつ目を通してみました。同じ言い回しのところもたくさんあったんですけども、いくつか、特に自助、公助のところですね、町民の方々の理解をもっともっと深めておかないと、いざという時に何でもかんでも町の方というふうなことにやっぱりならないようにすることも大事じゃないかなというふうなことからですね、少しこの防災計画の中で気になることがありましたので、お尋ねをしたいというふうに思います。5点ほどありますが、まず1点目は、ため池被害危険度ランクがA、B、Cというふうに区分されていますが、その基準や、また、該当地域住民がそのこと自身を認知をしているのかどうか。また、町の作成した総合防災マップに、私が見た限りでは、そういうのが表現されていないというふうなことです。そういうことで、その記述の問題、さらには具体的に危険度が高いところ、修繕計画とかがどうなっているんだろうかというのが1点目です。2点目は、自主防災組織に防災マップ、防災計画書、台帳作成を呼び掛けております。これの作成状況は、町の方では把握しているのかどうか。さらには各防災組織が作成しているのであれば、それと町の間で、その共有化についてはどのように考えているのかというふうなことが2点目です。3点目は、本当に極めて実務的なことなんですけれども、家庭における貯水で1人1日3リットルを基準とし、世帯人数分の3日分を、これは非常用なんですけど、持ち出しとして準備しなさいというふうにありました。そうすると、たまたま私は2人世帯なんですけれども、合計で18リットルになります。さらに他の非常用の食料品や非常用品を持ち出すということも必要となってきますので、世帯人数が多いほど当然持ち出し量が多くなってくる。重くて対応できないというふうなことも予想されます。現実的には、これは難しいのではないかいというふうに思いますが、それについてどうお考えなんでしょうか。4点目は、一般建築物の耐震診断・耐震改修の必要性を周知するとあります。昭和56年の5月31日以前に建築された木造住宅数、それと今までに診断や改修をした件数はどれくらいなんでしょうか。また、今後の対応についてどのようにお考えなんでしょうか。5点目は、避難のために車両は使用しないと明記してあります。先ほど面岡議員の質問にも少し関連もするんですけども、熊本では多数の方が車両での避難生活をずっとされておりました。そういう様子は、日々テレビ等々で報道されたとおりですが、こういう事態は、あまり想定もされていなかったと思います。この計画の中では、今後、どういうふうにお考えなのか。改めて計画の見直しが必要じゃないかというふうに考えます。大きな2点目は、住宅リフォームの助成制度に関してです。実は、この質問は、一昨年、昨年3月議会で取り上げました。個人財産への助成という点で、できないというふうな回答ではありましたが、改めて地域経済活性化に役立っているという全国的な事例を見て再度提案をしたいと思います。ここに書いてある数値は、全国商工新聞というところが発行しておる新聞で、2月16日の5月23日付けのデータです。2015年度には、実施自治体は603、前年、つまりこれは2014年度ですが628で、少し減りましたが、店舗・工場リニューアル制度による実施自治体が55あり、合計では658自治体になっています。

愛媛県内では、松山市、宇和島市、八幡浜市、四国中央市、西予市、松野町、愛南町が実施済みです。今治市が今年度から新たにスタートします。四国中央市では、3月まで一旦終了をしましたが、市民からの要望も強く、9月定例会で復活するのではないかというふうな動きもあるように聞いております。実施自治体では、少ない予算で大きな経済効果が出ており、地域によって違いはありますが、大体助成額の15倍以上の投資、工事総額というふうに言われておりますが、そういう結果が出ているようです。砥部町でも実現すれば、町民には少しでも安く、業者には仕事がまわり、そして砥部町には税収増と三者が喜べる状況になるのではないかと思います。地域経済活性化にもつながります。助成制度を、ぜひ実現させようではありませんか。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。はじめに、防災計画についてのご質問ですが、このご質問につきましては、住宅リフォームへの助成制度についてのご質問をお答えしたあと、防災担当の課長の方から答弁させていただきます。それでは、住宅リフォームへの助成制度についてのお答えでございますが、平成27年3月の定例会において、総合戦略を立てていく上で、住宅リフォーム助成が目標の達成に向けた手段となり得るのかということをも十分議論しなければならぬと申し上げました。今年の2月に策定いたしました、砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、産業界、住民の意見を聴き、砥部町の人口減少に歯止めを掛けるためには、住宅環境を整備する必要があるとして、三世同居用住宅取得費用助成事業、子育て世帯住宅取得費用助成事業、移住者住宅改修支援事業の三つの事業を推進することといたしました。ご承知のとおり、移住者住宅改修支援事業につきましては、今年度当初予算に計上しており、他の事業につきましても、実施基準等を定めて順次事業化を図って行く予定でございます。佐々木議員ご提案の地域経済活性化を目的とした住宅リフォームへの助成制度につきましては、総合戦略の策定過程におきましては、明確な位置付けがなされませんでした。これからの推進する三つの助成制度が、地域経済の活性化に影響を与えるのか否かは、しばらく様子を見た上で判断したいと思っております。今回、ご質問の制度につきましては、今現在、砥部町では、課題とさせていただいておりますけれども、近隣の愛媛県内でもしておりますので、このあと、また第2質問等ございましたら、私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

○議長（井上洋一） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） それでは、防災計画について質問項目ごとにお答えをさせていただきます。まず、一つ目のご質問ですが砥部町地域防災計画における、ため池被害危険度ランク及び影響世帯数は、平成24年度農業用ため池緊急点検結果に基づき、防波堤が崩れ、人家及び公共施設の被害が想定される貯水量1,000m³以上の農業用ため池45箇所を対象として、調査を行いランク分けをしております。昨年度、ソフト面での減

災対策の充実を図るため、ため池が決壊した場合のハザードマップを作成いたしましたので、今年度は、その情報の提供と周知に取り組んでまいりたいと考えております。しかし、町の総合防災マップへの表記につきましては、ため池の浸水被害区域も含めて、あらゆる危険箇所等の情報を一つの地図に入れてしまいますと、見えにくい、使いにくいものになってしまう恐れがございます。来年度、町の総合防災マップの改定を予定しておりますので、その点につきましては十分検討をさせていただきたいと考えております。なお、ため池の改修につきましては、ため池管理計画に沿って、管理者と協議しながら進めてまいりたいと考えております。次に、二つ目のご質問ですが、自主防災組織の作成するマップや台帳につきましては、自主防災組織の共助の取り組みとして行っていくものであるため、各組織の自主性に任せており、作成は強要はいたしておりません。特に、台帳につきましては、自主防災組織独自の手法で作成されているものも多く、プライバシーに関わる情報も含まれているため、個人情報の問題から、町として情報を共有する性格のものではないと考えております。なお、防災マップの作成につきましては、自主防災組織間で情報交換しながら、より良いものを作成していただけるよう後押しをしていきたいと考えております。次に、三つ目のご質問ですが、大規模な地震が発生し、避難所が開設された場合、町の備蓄の飲料水や給水車により、町が避難者の方に給水を行うこととなります。しかし、災害発生の初動段階で、給水ができない事態も考えられますし、必ずしもすべての方が避難所に避難されるとは限りません。水は避難生活で最も重要な必需品であるため、あくまでも自助のための目安として非常持出用3日分という表現をしております。必ず備えなくてはいけない、又は避難所へ必ず3日分持ち込んでくださいという意味ではありませんので、ご理解ください。次に、四つ目のご質問ですが、旧耐震基準の対象となる木造住宅につきましては、正確な戸数は把握できておりませんが、固定資産税台帳に載っている昭和56年12月までに建築された木造住宅は約3,500戸ですので、恐らく昭和56年5月以前に着工された木造住宅数についても同程度であると考えております。耐震診断と改修の件数につきましては、補助制度を導入してからの件数となりますが、耐震診断は、平成27年度までの10年間に20件、改修は5年間で8件ありました。なお、今年度につきましては、5月31日までに耐震診断が30件、耐震改修が3件の申し込みがありました。これは、派遣方式の制度が新設され、個人負担金が大幅に減少したことと、熊本地震の影響が大きいものと考えております。最後に、五つ目のご質問ですが、避難のために車両を使用しないと規定している理由は、大規模地震発生後に道路に車両が殺到することにより渋滞が発生することを防ぐためでございます。緊急車両の通行を阻害することにもなりますし、東日本大震災では、車両による渋滞で逃げ遅れて、多数の方が津波の犠牲になった事例もあつたようです。また、道路の損壊などで乗り捨てられることにより、道路管理者による道路の復旧の妨げになるという懸念もあり、避難の際は、徒歩での避難が原則とされております。しかしながら、現実問題としては、高齢の方や障がいをお持ちの方が遠方の避難所へ避難す

る場合は、車を使用せざるをえないというケースもあると思いますし、ご指摘のように、諸々の事情で車の避難生活をされる方もいると思われれます。車での避難生活につきましても、今後、全国の自治体でも議論されると思われれますが、それにより県の防災計画に変更があれば、町の防災計画やマニュアルもこれに準じたいと考えております。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 町長が先にお答えいただきましたので、2番目の方から再質問に移らせていただきたいと思えます。一昨年は、少し愛媛県内のデータも紹介してもらってるんですが、その時に私が出した数字がですね、例えば、比較的砥部町と人口規模で近い愛南町の例なんですけども、23年度に900万円予算化してて、工事が61件で、総額が1億1928万円。24年度は予算が増えて1,300万、件数が77件、工事費が1億6,600万。25年度はまた減って900万円で54件、工事額は1億3,000万円。ただし、これは11月の26日現在というふうなことなんですけども、そういうことを紹介させていただきました。この愛南町では、その後、26年度が1,200万円、27年度が1,400万円、28年度1,200万円というふうに予算化されているそうです。なお、愛南町では、補助対象工事に要する費用の10%の相当額で、限度額は20万円ですというふうなことのようです。砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、もう少し、これも具体化していただけるようなので、ぜひこれは強力に進めていただきたいと思えます。この商工新聞の中に、日本で唯一100%やっているという自治体がありました。これは山形県なんですけども、山形県は、県が主体的に各市町村にも呼びかけて100%やっているとというふうなデータがありました。そのデータなんですけども、山形県では、事業開始から3年間の実績を試算したところ、住宅リフォームのための融資などを含めると工事総額が583億円、さらに波及効果は194億円というふうなことで、合計で777億円に上ったそうです。この3年間で県が投じた事業費は、わずか28億円。100億円の経済効果を生み出すためには、3.6億円が必要になっているというふうなことなんですけども、これは、山形県は、一般の公共事業の場合に100億円の経済効果を出すためには、24億円と試算しているそうです。そういうことで住宅リフォームは、少ない予算で大きな効果を上げているというふうなことが、山形県自身が言っているそうでございます。あと、今治の今年度のスタートに当たってということで、これも少し紹介をさせていただいたと思いますが、愛媛県建設業協会今治支部長、徳永さんという方なんですけども、この方は十年来、市議会の議長を務めていましたが、そういう提案が議会に出された時に、これは、一人親方も市民も喜ぶ、ええ制度やと思いました。大企業は儲けても内部留保を増やすばかりですが、現場の職人にお金が回れば、みんなパッと地元で使ってくれます。みんなが元気になることに税金を使って、今後、予算も1億円、2億円と、どんどん増やせばいいでしょう。建設業協会今治支部の組合は、一番多かった20年前と比べると約半分、公共事業が減り、単価が下がり、アベノミクスの波及効果もなく、建設業の中にも格差

ばかりが広がっている。あともう少しあるんですが、少しだけ、この方があと言ってるのはですね、仕事がないから廃業が増え、建設業者が担ってきた災害予防や災害時の復旧活動の役割、技術の継承もできなくなっている状況です。ここが大事だと思います。リフォーム事業制度は、そんな大変な事業が一息つくのに本当に役立ちますよ。立場の違いを超えて、人間関係を大切にしながら、地元を元気にしていく仲間を作っていかなないと、私も身近な業者たちに勧めますよというふうなことも、この方は言われたというふうな記事が出ておりました。特に、今、私が大事ですよというふうに言ったのは、本当に、これからの災害の所で、この間も、町内でも事業者がどんどん減ってきて、復旧災害に支障をきたすという事例も起きてきているのではないかというふうに思います。そういう意味では、そんな事も含めて、このリフォーム事業制度を有効に活用しながら、地域活性化、そしてまた、災害に役立つような取り組みにしていだければと思います。その辺、改めて町長のお気持ちをお聞かせ願えれば幸いです。

○議長（井上洋一） 町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員さんの住宅リフォームの助成制度の再質問についてでございますけれども、現在、松山市、宇和島市、八幡浜市、四国中央市、西予市、五つの市と今治市、松野町と愛南町、先ほどお話しがあったとおりでございます。対象工事の10%というふうなことで、上限は、松山市が30万で、あとは10万のところもありますけれども、平均で20万円というふうなことで、このことにつきましては、リフォームと言いながら耐震の工事もできるというふうなことで、もちろん全てのところの対象工事については、町内に住所を有する業者、市内にというふうなことで、町内業者を優先というふうなことでしておりますし、今、こういう時代にもなっておるのかなというふうにも私も思っておりますので、この件につきましては、議員の皆様方とも十分ご相談をさせていただいて、本当に、前向きに検討をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 町長が前向きに検討したいというふうなことでするので、大いに期待もしたいし、また、私どもも、いろんな機会に意見もどんどん出していきたいなと思います。それでは、防災関係の方に入らせていただきます。まず、1点目の、45のため池というふうに言われたんですが、具体的にA、B、Cというランクの数、これはどうなっているのかというふうなことをまずお聞きします。

○議長（井上洋一） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、危険度ランキングの箇所数ですが、Aにつきましては2箇所、Bにつきましては27箇所、Cについては16箇所でございます。なお、このランクA、B、Cにつきましては、Aはため池の破堤による災害の危険性が高い、Cが危険性がやや高い、Cは危険性は低いというものでございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 白形課長、Bを言わなんだ。A、C、C言うた。

○建設課長（白形敏明） 失礼しました。訂正いたします。Bつきにましては、危険性がやや高い。Cにつきましては、危険性は低いでございます。失礼いたしました。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） ちなみに、それぞれA、B、Cのランクの下流にそれぞれ民家があるかと思いますが、その民家の数というのはいくつぐらいなのでしょう。

○議長（井上洋一） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。影響世帯数ですが、Aにつきましては25世帯、Bにつきましては724世帯、Cにつきましては1,375世帯でございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） この中に例えば、AやBの、民家で私は言いましたが、例えば、小学校とか、そういうその、教育施設並びに他の町の施設等というのはあるのでしょうか。

○議長（井上洋一） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。昨年度、ハザードマップを作成いたしまして、それを基にしておるわけですが、避難想定区域に小学校、中学校は存在していません。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 大体わかりました。特にAやBの下流にある住民の方々は、不安をお持ちであろうと思いますし、町としても対策を取りながら、片方で認知を高めるというふうなこともやっていただきたいと思います。自主防災組織での具体的な計画については、プライバシーの問題も含めて、一応、それぞれの組織にお任せですというふうなことなんで、わかりましたというふうにししかお答えできないんですけども、場合によってはですね、自主防災組織の中から町の防災マップの中から、漏れているようなことがあれば、そういうのは、むしろいっしょに合わせてですね、表示するようなことも検討はしていただけるのでしょうか。

○議長（井上洋一） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） ただいまの佐々木議員さんのご質問に対するお答えですが、基本的に、今後、防災マップとか台帳につきましては、自主防災組織、それと先ほども出ております防災士さんとかに協力して、各自治防災組織の中で作っていただきたいと思っております。そして、来年度に町の総合防災マップというのを作り変えをいたしますので、その時に、ため池の情報を一つの地図に入れてしまうか、別にしまして自主防災の方にそういったマップをお配りをいたしまして、それに準じて作っていただくようお願いをするつもりでございます。以上です。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 自主防災組織のこれからの取り組みに期待をしたいなと思います。3点目のところでは、必ずしもこうなさいというふうなことではないというふうなことでの回答ではあったんですが、実際にですね、大体2リットル、ペットボトル1箱が6本なんですね。それだけで12キロですか。そうすると、例えば、18リットルとかいうことになると、あと箱が半分あるというふうなことで、本当にこれ、もちろん最初に言いましたようにですね、必ずしもということではないんですが、これだけのものを準備するのは、高齢者の方や小さな子どもさんがいるだとかいうふうなことになってくると、大変なことになってくると思いますんで、本当に、これは町民の皆さんに丁寧に説明もしながらですね、町としては、これぐらい準備をお願いしたいんではないかというふうなことで、これから改めて、そういうお願いをしていただくようにしていただければと思います。さて、4番目のところでは、昭和56年の5月31日以前の建築木造数が約3,500ということで、今の答弁の中でも、この熊本地震の関係だろうということなんですが、耐震申請があったりだとかいうふうなことで、やっぱり町民の皆さんの意識も変わってきているかと思えます。これは、空き家調査とも関連することもあるかと思いますが、その辺の空き家調査も含めてですね、特に空き家で長年放っておかれているというふうな所に対しては、具体的にその対策について、当事者と対話、会話を進めていってもらいたいというふうなことを要望として付けておきたいと思えます。最後に今回の質問には入れておりませんが、原子力防災対策のところでは、本町は、国が定めるPAZ、予防的防護措置を準備する区域、あるいはUPZ、緊急時防護措置を準備する区域、そういうものには含まれていないというふうに表示されております。愛媛県内では、伊方原発が7月再稼働の準備を進めておりますが、県民の多くの方が反対の意思をしているという報道なんかもあります。福島第一原発の教訓から、この砥部町でもですね、国やあるいは県の対策というものに任せるのではなくって、町独自の原子力対策についても考えることが必要じゃないかなという意見を述べさせていただいて質問を終わります。

○議長（井上洋一） 佐々木隆雄君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時52分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。一般質問を続けます。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 大変お疲れのところ、私1人の一般質問が残りました。お付き合いを願うわけですが、朝は本当に内容の濃い一般質問がございました。特に、今度は災害について多くの意見が出されておりました。なかんずく私もいろいろ一般質問で聞きましたけれども、スケールの大きなお話もできました。そういう中で私の質問、は本当に微々たるものでございますので、お付き合いのほどをお願いしたらと思います。

今、世界的には、アメリカのクリントンとトランプ氏が、ああいうふうには大統領選挙を争っておりますが、万一、トランプ氏が大統領になった場合は、日本の軍事費は、全面に日本でみなさいと、応援する分にはみなさいと。それとTPPがアメリカの下院では認められておらんですね。で、これ2人ともこれについては、何の答弁もしておりません。一方、国内においては、あれほど大きな大手のメーカーが、偽装や偽りを出して、大変混迷しておるわけでございます。そういう中であって、私は、先の議会で消費税は、恐らく上げることはないでしょうというふうに申し上げました。当たりましたんですが、これからもいろんなことで、見当の違うようなことが生じてくる大変な時期に入ってきておると思います。そこで、私の一般質問でお願いすることは、高齢者の運転免許証自主返納に対する支援についてお尋ねをいたします。最近、高齢者が関与する交通事故が多くなっているように思います。現在、高齢者の交通事故を減らすことを目的として、高齢者の自主的な運転免許証の返納を支援する取り組みが推進されております。県内においても、運転免許証を自主返納した高齢者に対して、支援を実施している自治体があるようでございます。運転免許証を自主返納した高齢者に対する本町の施策を、町長にお尋ねいたしたいと思っております。以上。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員のご質問にお答えします。高齢者の運転免許証自主返納に対する支援についてのご質問ですが、三谷議員ご承知のとおり、運転免許証自主返納に対して、全国の自治体などで、タクシー料金の割引や公営バス乗車券の交付など、様々な支援が実施をされております。県内においても、自治体だけでなく事業所など131の事業所の協力を得て様々な支援が行われており、官民挙げて支援することで高齢者に対する福祉が増進をされております。現在、本町では、運転免許証自主返納に対しての独自支援事業は行っておりませんが、今後、高齢者の交通事故防止の観点からでなく、高齢者の移動手段の確保など、総合的な生活支援策として捉え、先進的な自治体の取組例を参考にしながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。以上で、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ご答弁いただきましたのに、今後、総合的に検討するというご意見でございました。ご案内のように運転免許証は、各家庭においても、直接でなくて間接的にその家の貢献し、また、町においても家に貢献することによって、今日に成り立ったものでございます。私自身も、もう運転免許証を返納せいと子どもに言われる年齢になってまいりました。しかし、残念なことには、まだまだ俺は大丈夫だと思っておるわけでございます。さて、そこで、平成27年度愛媛県では3,868人の方が返納されております。砥部町では48名の方でございます。そして、平成28年度、今年です。1月から4月までの間には22名の方が返納されております。要望したいことは、町長、できれば、もちろん公費で出すんですから条例が必要です。条例作らなきゃ出せませんから。

その条例を1月1日にして、今年の方にも、このお金がね、支払っていただけるように、私はお願いをしたい、要望したいのでございます。いかがでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員さんの質問でございまして、免許証を持っておる方が返納をして、その人に対して何かないかということでございまして、私どもが考えますのは、免許証を持っていない方も同じように歳を取れば、いろんな意味で困るわけでございますので、そういったところも総合的に考えていかなければならないというふうに思っております。免許証を持っておる人が、何かの特典みたいにおるというのも、まず、それは、当然そのことについても検討したいと思っておりますが、やはり、免許証を自主返納するという方だけでなく、そのほかの方につきましても同じような条件だというふうに思っておりますので、支援については、いろんな角度で検討したい。それと先日、東京に行っただけにちょっとテレビを見ておったんですけども、やはり運転免許証を、先ほど三谷議員さんもお質問ございましたように、やはり車を運転するというのは、脳には大変良いそうでございます。ただ、技能が落ちておるから、もう一度免許といただきますか、訓練を受けて、やはり元気な間は車に乗るというのも、一つの健康のためには良いそうでございますので、いろいろそれはそれといたしまして、いろんな角度で検討したいというふうに思っております。

○議長（井上洋一） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今、町長が言われたほかの人、これも大事なんです。私が特に取り上げたのは、自主返納したのに対する施策は、どうするのかということをお願いだけでございます。これを、できれば、今年の1月1日から、これだけのね、この方に何らかの形でしてあげたらいかがでしょうか。それともう一つお尋ねしたいのは、もし調べたら、調べたらんのならいいですが、砥部町で、65歳以上の方の免許証を持っていらっしゃる方、把握してありますか。しとらなんだからいいですよ。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 自主返納ということをお願いしますが、自主返納して、今現在、車に乗っておられる方が、自主返納をすることによって何かをすればということでございまして、それは、今、力を入れておるようなことというのは、先ほどの全体的なことで、免許証を交通事故の観点から自主返納、もう当然乗られなくなって返納する方、再更新の折にも受けない方、いろいろおるかと思っておりますけれども、1月1日からというような、遡ってというふうに私は聞こえたんですけども、たぶん来年の1月1日やというふうに思いますが、この辺りは、内部でも十分検討したいというふうに思っておりますが、65歳以上の免許証のどれだけの人が把握しておるかというのは、私の手元では把握しておりません。

○議長（井上洋一） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 私の発音が悪かったんでしょうかね。できれば今年の1月1日

から、警察の事故の発表は年度じゃないですね。3月31日か4月1日じゃないですね。1月1日から12月31日までで何件ですよというふうに表示されとんです。ほやけん、この発表には年度っちゅうことは言うてません。27年度、やっぱり27年、28年はこうですよというふうに表示されておるように私理解しとんです。そこはそことして、いずれにせよ、そういう返納する人に対して、他の人も含めてでしょうけれども、早くそういう方に対してですね、何らかの、他の町村でもやっておることでもありますので、どことはあえて申しませんけれども、するようにお願いをしたいと思っております。できんのやったら、答弁はいりません。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） これについては、先ほども言いましたように、やはり免許証を持っておる方、持っていない方、今後のことについては、同じような扱いをしていかなければならないというふうを考えておりますので、恐らく高齢者に対する足の確保とかそういう問題については、全体で考えていかないかんわけですけれども、一時的な自主返納というのは、一時的な返納した人にどういうふうな形でするかというのは、たぶん一時的なことになろうかと思ひまして、全体的にとらえますとやっぱり他の人にもいろんな確保をしていかないかんだらうというふうに思っておりますので、その自主返納というのが、他市町村もあろうかと思ひますけれども、十分検討したいと思ひます。

○議長（井上洋一） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） しつこいようでございますが、できるだけ早くそれをしていただいて、町民の皆さん、返納していただいた方も含めて、喜んでいただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。長時間失礼しました。

○議長（井上洋一） 三谷喜好君の質問を終わります。一般質問を終わります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後1時21分 散会

平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 28 年 6 月 10 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 28 年 6 月 10 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 広田支所長 佐伯修二 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 産業振興課長 岡田洋志 国体推進課長 西松伸一 学校教育課長 坪内孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田文雄 相原清志 大江章吾 松下寛志 白形敏明 柿本 正 門田 巧 大内 均
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 庶務係長	前田正則 中山晃志	
傍聴者	2 人		

平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 報告第 1 号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 2 報告第 2 号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について
- 日程第 3 報告第 3 号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 4 報告第 4 号 平成 27 年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第 29 号 松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 日程第 6 議案第 30 号 砥部町総合計画策定条例の制定について
- 日程第 7 議案第 31 号 広田地区小学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 32 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 33 号 平成 28 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 34 号 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 35 号 平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

・散 会

平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 28 年 6 月 10 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（井上洋一） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 報告第 1 号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について  
（報告、質疑）

○議長（井上洋一） 日程第 1、報告第 1 号、砥部町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、砥部町土地開発公社の 27 年度の決算状況及び 28 年度の予算につきまして、ご説明をさせていただきます。報告第 1 号をお手元をお願いいたします。報告第 1 号、砥部町土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号、第 243 条の 3 第 2 項の規定により、砥部町土地開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。平成 28 年 6 月 10 日提出、砥部町長佐川秀紀。土地開発公社につきましては、現在土地の所有はしておりません。また、土地の先行取得などの事業も現在は行っておりません。そのため、27 年度の支出につきましてはございません。預金利息と出資金の配当分、資産が増加し、28 年度に引継いでおります。それでは、27 年度の決算からご説明をさせていただきます。18 ページをお願いいたします。平成 27 年度のキャッシュ・フロー計算書でございます。1、一番上でございますが、事業活動によるキャッシュ・フローの（1）利息の受取額が 3,315 円でございます。以下の支出はございません。そのため、一番下でございますが、6、現金及び現金同等物期末残高が 3,315 円増加し、1,116 万 3,077 円となっております。この現金及び現金同等物であります 1,116 万 3,077 円と出資証券の 1 万円を合わせました 1,117 万 3,077 円が、27 年度末の公社の全ての財産でございます。その内容につきましては、15 ページをお願いいたします。財産目録でございます。上の表は資産の部でございますが、1、流動資産で普通預金が 116 万 3,077 円、定期預金が 1,000 万円、これにつきましては 500 万円のものが入っております。そのうち一口は町からの出資金でございます。2、固定資産といたしまして、出資証券が 1 万円でございます。合計 1,117 万 3,077 円でございます。この内容につきましては、4 月 15 日に土居監事、門田監事に監査をしていただき、5 月 17 日の公社理事会で審議をしていただきました。次に、28 年度の予算について、ご説明をさせていただきます。3 ページをお願いいたします。平成 28 年度の砥部町土地開発公社予算でございます。28 年度予算は、3 月 16 日に公社理事会を開催し審議していただき決定をしていただきました。28 年度も公社の公有地取得、土地造成事業はございませんが、役員等の視察研修を計画しております。第 2 条に定めておりますように収入支出

の予算の総額は、収入支出をそれぞれ617万6千円と定めています。予算の内容でございますけれども、4ページをお願いいたします。平成28年度の収入は、1款1項繰越金が617万3千円、受取利息が2千円、雑収入が千円で合計617万6千円でございます。支出でございますが、1款1項一般管理費が65万6千円、2款1項予備費が552万円で合計617万6千円でございます。8ページをお願いいたします。一般管理費の65万6千円のうち旅費が62万1千円でございます。この旅費でございますが、定住・移住促進住宅事業、宅地開発事業でございますけれども、などの公社が関わったケースなどを視察して、これからの総合戦略を推進していく上での参考としたいと考えております。10ページをお願いいたします。この予算に伴う28年度末の財産状況を表した平成28年度の前定貸借対照表でございます。28年度末で1,052万413円の資産を持つ予定でございます。その内容は、現金と有価証券ということでございます。以上で、報告第1号、砥部町土地開発公社の経営状況についてのご報告とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
9番政岡洋三郎君。

○9番（政岡洋三郎） 決算ですが、これは書類で見てみたら、いつ決算をやったかが分からんと思うんですね。理事会か何かで決算の承認を得たんでしょ。なら、このやったときの日を書いとかなんたら、予算のみたいに、いつ提出してやったかというのが、書いてないから分からんのではないかと思うんですがね。これでは。そこらはどんなですかね。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） ご質問に答えます。おっしゃるとおり、そういうような事が分かりにくいということがございますので、今後につきましては、表現の仕方であるとか、そういったものをですね、改善させていただきたいというふうに思います。以上で、回答させていただきます。

○議長（井上洋一） ほかがございませぬか。14番中島博志君。

○14番（中島博志） 17ページの損益計算書の中で、事業外収益、この中で2番の雑収入の600円、この中身についてお尋ねします。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 今の質問にお答えさせていただきます。これにつきましては、報告の中でもご説明をさせていただきました、1万円の利息と、利息と言いますか配当でございます。配当金ということでございます。

○議長（井上洋一） ほかがございませぬか。特にございませぬか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。以上で、報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第2 報告第2号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について

(報告、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第2、報告第2号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田洋志） それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。お手元に報告第2号をお願いいたします。報告第2号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について、地方自治法、昭和22年法律第67号、第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告する。平成28年6月10日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、付属資料の第24期定時株主総会資料の3ページをお願いいたします。まずはじめに、27年度決算からご説明申し上げます。貸借対照表科目、資産の部、決算額の欄をご覧ください。1、流動資産8,328万6,242円、内訳は、現金及び預金、売掛金、たな卸資産、未収入金で、売掛金につきましては、森林組合からの請負によるもの、未収入金は、町からの補助金等でございます。2、固定資産でございますが、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で、前期より増加したものは、有形固定資産のうち構築物121万1,743円は、少量危険物貯蔵庫設置によるものです。機械及び装置311万9,219円は、グラップル付バックホウの購入でございます。一番下のところ、資産の部合計8,787万5,036円でございます。次に、4ページをお願いいたします。科目負債の部でございますが、決算額をご覧ください。1、流動負債のみで554万6,192円、内訳としまして、未払金、未払法人税等、未払消費税等と預り金でございます。金額が多い未払金の主なものは、職員の給与、森林組合への過払金、車両等の車検修理代でございます。真ん中どころ、負債の部合計554万6,192円でございます。次に、科目、純資産の部でございますが、1の資本金1億100万円と3の利益剰余金マイナス1,867万1,156円で、株主資本は8,232万8,844円となっております。以上、純資産の部合計8,232万8,844円、負債・純資産の部合計8,787万5,036円となっております。次に、5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。売上高3,259万5,050円で、林業収入と運送収入の合計でございます。2、売上原価はございませんので、売上総利益は3,259万5,050円となっております。2、販売費及び一般管理費につきましては、4,016万3,747円でございます。詳細につきましては、6ページをお願いいたします。合計の欄、前期と比較しますと452万462円増加となっております。主な要因は、給与が77万7,573円の増、給与改定と労災休業職員の復帰によるものでございます。賃借料が130万8,668円の増、支障木伐採の委託業務の増でございます。増による高所作業車のリース料とか、グラップルの故障によるレンタル料がでございます。修繕費が128万2,120円の増、グラップルの修理代でございます。備品消耗品費が53万323円の増、フォワーダのキャタピラとチェーンソーの購入でございます。5ページに戻っていただきまして、1の売上高から3の販売費及び一般管理費を引き、4、営業外収益1万9,258円を加え、経常損失は754万9,439円となりました。次に、6、

特別利益、補助金収入は、町からの交付金、補助金で1,055万6,400円でございます。

7、特別損失はございません。以上、税引前当期純利益300万6,961円から法人税、住民税及び事業税82万6,300円を引きますと、当期純利益は218万661円となりました。前後して申し訳ございませんが、1ページをお願いいたします。平成27年度の事業報告といたしまして、1、総括事項の3行目のところでございますが、株式会社グリーンキーパーは、砥部町森林組合より搬出間伐、作業道開設等の素材生産事業及び町の入札や町内業者、また一般の方からの依頼による支障木伐採等の事業を行いました。特に今年度は、平成27年度花粉発生源対策といたしまして、高市地区に有する町有林の一部を全伐し、無花粉杉の植栽及びバイオマス発電に必要な木片の搬出、運送等を行い、各作業にかかる経費、問題点等基本となるデータを集得することができました。以上が、事業報告の概要でございます。次に、8ページをお願いいたします。平成28年度事業計画でございますが、経営方針といたしまして5行目から、昨年11月に新しく林業機械を導入しました。目標値達成のためにも砥部町森林組合との連携を図り、施工箇所の確保、搬出量の増大を目標に安全第一で努めます。また、従業員の高齢化も進んでおり、若い方の人員確保も急務となっています。以上、事業計画の概要でございます。続いて、9ページをお願いします。平成28年度収支予算でございますが、表の中どころの、平成28年度予算(B)を見ていただけたらと思います。1、売上高3,425万円を目標とし、必要経費として、2、販売費及び一般管理費が、労災休業だった職員の復帰により208万1,253円増としています。4、特別収益として、町からの補助金1,050万円を見込んでおります。当期純利益は、182万円を見込んでおります。なお、売上高計算内訳、販売費及び一般管理費の計算内訳は、10ページの記載のとおりでございます。以上で、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(井上洋一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9番政岡洋三郎君。

○9番(政岡洋三郎) これ見てますと、給料が毎年結構上がってるわけなんですよね。これ人員が増えて上がりよるのか、それとも人員が何人おってこれだけ上がるか、極端に言うていったら、28年度を見てみると1割以上の給料の上がりになつてると思うんですよね。その前の27年度でも80万円ぐらいな給料の上がりになつてると思うんですよね。ちょっと、そこら人員との関係を教えていただきたいのと、それと、この28年度の予算を見ますと、予算ですから、私のあれが間違っているのかもわかりませんが、予算額が前にいって後で決算額がくるのが本当やないなかというふうに感じるんですけど、そこら教えていただけたらと思います。

○議長(井上洋一) 岡田産業振興課長。

○産業振興課長(岡田洋志) 政岡議員さんの質問にお答えさせていただきます。まず人件費でございますが、労災により休業しておった職員が復帰しました。それに伴う増

ということでございます。10年ぶりの給与改定も行っております。というのが原因でございます。それと9ページの予算のところでございますが、ご指摘のとおり予算を前にさせていただいて、後ろにするようなことを株式会社グリーンキーパーと相談しながら、様式につきましては検討をさせていただいたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） ほかにございませんか。7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 次代に引き継ぐ森林、森づくりに努力してまいります、いうところがありますね。これはやはり、そういうふうにしなくてはいけない。それにはもうちょっと、研修にも行かれて、あそこがありますね、柳谷から入った高知県の、ああいふうに何かこう木材を利用して、ボイラーチップみたいなもんを作ると、もう少しそういうことも努力されてはどうかと思います。そこらあたりはどうでしょ。

○議長（井上洋一） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 面岡議員さんのご質問にお答えします。研修につきましては、機会を捉えまして、もし行ける場合がありましたら、ぜひ行かしたいと思います。

○議長（井上洋一） よろしいでしょうか。ほかございませんでしょうか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。以上で、報告第2号を終わります。

~~~~~

### 日程第3 報告第3号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について

#### (報告、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第3、報告第3号、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田洋志） それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。お手元に報告第3号をお願いいたします。報告第3号、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について、地方自治法、昭和22年法律第67号、第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。平成28年6月10日提出、砥部町長佐川秀紀。まずはじめに、27年度の決算からご説明申し上げます。社員総会資料の6ページをお願いします。貸借対照表資産の部、右上の決算額をご覧ください。流動資産383万4,982円、内訳は、現金及び預金、たな卸資産、未収入金でございます。この未収入金の主なものは、3月分の指定管理料、公園清掃受託料、3月分の売店手数料等でございます。次に、2、固定資産35万8,676円です。内訳といたしまして、有形固定資産20万6,216円、無形固定資産14万5,600円、投資その他の資産6,860円でございます。一番下のところ、資産の部合計419万3,658円でございます。7ページをお願いいたします。負債の部でございます。流動負債255万7,279円、内訳といたしまして、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金で

ざいます。未払金の主なものは、販売商品にかかる商品仕入代金、商品関係の消耗品などでございます。2、固定負債305万3,925円、退職給付引当金でございます。真ん中どころ、負債の部合計561万1,204円でございます。次に、純資産の部ですが、資本金533万円、利益剰余金マイナス674万7,546円を合計いたしまして、株主資本マイナス141万7,546円でございます。下のところ、純資産の部合計マイナス141万7,546円、負債純資産の部合計419万3,658円となっております。次に、8ページをお願いします。損益計算書でございます。決算額をご覧ください。売上高1,959万8,841円、内訳としまして、売店売上630万644円、管理受託料555万2,400円、内訳は、指定管理料、公園等の管理受託料でございます。売店手数料720万5,797円、賃貸料収入54万円。2、売上原価が524万494円でございますので、売上総利益は1,435万8,347円となっております。次に、販売費及び一般管理費は1,449万4,463円です。内訳は、次の9ページをお願いします。決算額合計で前期と比較しますと、72万3,769円の減額でございます。減額の主なものにつきましては、パート職員の雑給、修繕費、備品消耗品費、管理諸費などでございます。8ページに戻っていただいたらと思います。売上総利益から販売費及び一般管理費を引きますと、営業損失は13万6,116円でございます。次に、4、営業外収益として、自動販売機等の手数料が81万7,373円で、経常利益が68万1,257円です。以上、税引前当期純利益68万1,257円、法人税、住民税及び事業税が8万1,400円で、当期純利益は59万9,857円となりました。前後して申し訳ございません。1ページをお願いします。平成27年度の事業報告でございますが、(1)顧客サービス方針につきましては、概ね達成できたと見受けられます。2ページをお願いします。(2)販売及び収益に関する方針は、販売目標売上を達成することができませんでした。3ページをお願いします。(3)経費縮減につきましては、光熱水費や消耗品の節減となっていました。4ページをお願いします。(6)催事の企画運営につきましては、レジ通過者、売上ともに昨年を上回る結果となっていました。次に、12ページをお願いします。平成28年度事業計画でございますが、(1)顧客サービス方針から13ページ(5)施設管理に関する方針まで、前年度達成できなかった事項やお客様のご意見などから計画しているものでございます。次に、15ページをお願いします。平成28年度収支予算でございますが、収入の部、本年度予算額でございますが、売店手数料を100万円増額、雑収入を10万円減額し、合計1,584万円、対前年90万円の増額を見込んでおります。次に、支出の部につきましては、法定福利費が36万円の増、退職金が22万円の減となっております。前年度まで、退職金引当分として退職金の科目で予算を計上しておりましたが、今回、中小企業退職金共済へ加入し法定福利費へ増額し組み替えたものでございます。次に、修繕費が15万円の増、主なものは社有車の車検代等でございます。次に、雑費が40万円の増、説明の欄に記載しておりますB級グルメの開発に取り組む費用を計上しております。支出の部合計1,584万円でございます。以上、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 4ページのところに、いろんなイベントの報告があるんですが、全体として、施設の2階の活用がちょっとよくわからないなと思って。具体的にいつも使ってることではないかと思うんですけども、あの活用方法については、何かこう具体的な議論とかされたりしたんでしょうか。

○議長（井上洋一） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田洋志） 佐々木議員さんの質問にお答えします。2階の活用につきましては、今年度、私どもの方で、産業振興課と連携しまして、活用方法を検討するというようにしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 同時にしておけばよかったんですが、もう1点ありまして。3ページのところ、それから13ページのところ、どちらも人員配置が正職員1名、臨時職員4名ということで、特にまとめの中でも適切に配置することができたというふうに書いておりますが、正規職員1名の方は当然休みがありますよね。この正規職員が休みの時に予期せぬ出来事、例えば店ということですから、例えば盗難があったとかですね、何かで停電があった火事とかいろいろなことが起こり得ると思うんですが、そういう場合には、どんな対応を取るような、マニュアル的なものがあるのかなというふうなこと。関連しまして4名の方、たぶん時間、Aさんはいつもこの時間、Bさんはこの時間というふうになっているのか、シフトでいろいろ交代するのか、その辺もちょっとわかりませんが、もしシフトになっているのであれば、時間帯によって作業内容というのも変わってくるのではないかと思うんですけども、併せてそういうふうなシフト体勢を取った時に、特にこの時間帯は主にこんな作業がありますよとか、お店ですからやっぱりそういうのはあるはずなんですね。そういうものがきっちりあるのかどうか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

○議長（井上洋一） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。私の方からお答えします。まずは、正職員1名おります。それが休んだ場合あるいは病気などで対応できなくなった場合なんですけど、マニュアルというのは私は確認したことございません。一応、シフトなんですけど、臨時のパートの店舗職員3名今おります。あと1名、4人のうちの1名は清掃の職員ということなんで、店舗に出ているのは臨時さん3名になります。3名のシフトでやっております。3名の中の一番のベテランの職員と正職員の1名とが上手くシフトするように計画は立てております。それと、もう1点。

○5番（佐々木隆雄） シフトを取った場合に、その特にこの時間帯はこういう仕事ですね、必ずせないかんよというものがたぶんあると思うんですが、そういうふうなものが上手く引き継ぎができるのかどうか、そういう点です。

○副町長（上田文雄） 失礼しました。そういう考え方は、今はとって、やっております。もう若い職員もベテランの職員も、シフトで交代交代で1日入っていただくということで、時間帯で変わるということはありません。以上で、終わります。

○議長（井上洋一） ございませんか。10番山口元之君。

○10番（山口元之） 27年度の売上目標が600万で、28年度も600万を予定しております。その中で、販売手数料が100万円増になってるんは、何かほかにそういう100万円増になるということがあるんでしょうか。すいません、600万じゃなく6,000万。

○議長（井上洋一） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 山口議員さんのご質問にお答えします。6,000万の前に販売手数料のことなんですが、27年度に出荷者協議会の皆さんに集まっていたきまして、販売手数料の改定をお願いしました。了承を得ましたので、8月1日から販売手数料を値上げさせていただいた影響が出てきております。28年度は、年度途中からでなくて、4月からまるまる1年分が出てきますので、もう少し販売手数料の収入が増えてくると思います。6,000万にしております、今回もちょっと6,000万につきまして検討したんですが、このあと6月議会一般会計の補正予算にも出てくるんですが、地方創生の加速化交付金というので、峡の館の見直しをしていただこうかというふうな補正予算を計上しております。これが認められますと、6,000万に近い目標を立てて、それに向けて頑張っていけるんじゃないかということで、6,000万という数字を挙げさせていただいております。

○議長（井上洋一） 10番山口元之君。

○10番（山口元之） そういう目標を立てて、それに努力していくというのは相当良いことだと思うんですけどね、今度今言よった何とか資金があるからという話でございます、地方創生資金ですか。やはりこういうんは、なるべく自主運営をして採算をとってもらような努力をしていかないかと思うんですけど、その将来性、その点についてどういうふうに思われますか。ずっとそういうふうに見ていくのか、将来独立して運営をしていただくのかと、そういう方向性もちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（井上洋一） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 産業開発公社の運営につきましては、資本金を割っているというふうな決算が出ておりますので、非常に経営が苦しい状況になりましたので、平成27年度には、総務省の方ですね経営アドバイザーの事業を使いまして、どういうふうこれから展開していくかというようなアドバイスも受けました。それに基づきまして、28年度から検討してできるものからやっていってですね、経営改善をしていこうというふうな感じで今は進めております。大変厳しい状況なんで、うまく経営が改善するかどうかというのは、非常に難しいことだと思うんですけど、広田地区にとりまして、成功事例を一つでも作って、コツコツと改善していくような方向で今は考えております。

○議長（井上洋一） ほかがございませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑をおわります。以上で、報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第4号 平成27年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
(報告、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第4、報告第4号、平成27年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、繰越明許費の繰越計算書の報告をさせていただきます。報告第4号をお手元にお願いをいたします。報告第4号、平成27年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について、平成27年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成28年6月10日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは1枚めくっていただけますでしょうか。まず総務費が2件、そして民生費が1件、土木費が7件、計10件につきまして繰越をいたしました。はじめに、情報セキュリティ強化対策事業につきましては、住民情報の流出防止のための経費で、国の補正に対応したものでございます。4,326万5千円を繰り越しました。財源でございますが、未収入の特定財源といたしまして、国庫補助金675万円、一般財源3,651万5千円でございます。次の個人番号カード交付事業につきましては、カードの交付事業を行っている地方公共団体情報システム機構に対する交付金でございます。繰越明許費設定時は626万6千円でしたが、その後109万8千円の支出がありましたので、差引516万8千円を繰り越いたしました。財源は、全額国庫補助金でございます。次の臨時福祉給付金支給事業につきましては、国の補正予算に対応したもので、8,775万7千円を繰り越しました。財源は、全額既に収入いたしました国庫補助金でございます。次の土木費でございますが、設計図書の作成、地元との協議、また用地契約などに日数を要したため、7件の事業を繰り越しました。矢取橋橋梁修繕工事が2,460万円で、財源といたしまして、未収入の国庫補助金1,433万1千円、地方債860万円、一般財源166万9千円でございます。幸田橋橋梁修繕工事が370万円で、財源といたしまして、未収入の国庫補助金202万3千円、地方債120万円、一般財源が47万7千円でございます。町道久保田深田線道路改良工事が2,830万円で、全額一般財源でございます。町道原町上の段線ほか1線道路改良工事が1,110万円で、全額一般財源でございます。砥部町橋梁長寿命化修繕計画策定委託業務が350万円で、財源といたしまして、未収入の国庫補助金191万3千円、地方債110万円、一般財源48万7千円でございます。砥部町道路ストック点検委託業務が105万円で、財源といたしまして、未収入の国庫補助金52万円、一般財源が53万円でございます。町道重光赤坂線道路維持工事につきましては、設定時は1,320万円でございましたが、変更により1,050万円を繰り越しました。財源といたしましては、全額一般財源でございます。以

上で、報告第4号、平成27年度砥部町繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号を終わります。

~~~~~

## 日程第5 議案第29号 松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第5、議案第29号、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。  
大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、ご説明をさせていただきます。議案第29号をお手元をお願いいたします。議案第29号、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、地方自治法、昭和22年法律第67号、第252条の2第1項の規定に基づき、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約を締結する。平成28年6月10日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、13ページをお願いいたします。一番最後でございます。提案理由でございますが、松山市および砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約につきまして、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めます。1ページをお願いいたします。この連携協約の締結でございますが、松山市が中核となって松山圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図るため、議会の議決をいただきまして、松山市と砥部町とが連携して取り組むための協約を締結するものでございます。第1条の目的でございますが、相互に役割を分担して連携を図ることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営む魅力ある圏域の形成をすることを目的とするものでございます。第2条の基本方針といたしましては、松山圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活環境機能サービスの向上という三つの分野におきまして、相互の自然、文化、歴史等を最大限に活かし連携を図るというものでございます。3条の連携する取組及び役割分担でございますが、2ページをお願いいたします。下の別表でございますが、こちらをご覧くださいと思います。取組及び役割分担の表でございます。分野につきましては、先ほどご説明しましたように三つの分野に分かれております。一つ目の分野といたしまして、左端の列に記載をしております一番上でございますが、圏域全体の経済成長の牽引でございますが、その下に三つの

基本方針と 12 の取組がございます。右に記載しております一つ目の基本方針である市町の特徴を生かした一体的な産業振興と企業活動支援につきましては、圏域の潜在能力を高め経済戦略を策定することや中小企業の振興、クリエイティブ産業の活性化・集積化、企業誘致などに取り組むというものでございます。3 ページをご覧くださいと思います。二つ目の農林水産物のブランド化と 6 次産業化による販路拡大では、商品やレシピの開発、6 次産業化・地産地消を推進することや農林水産物の消費拡大、新たなブランドの育成、圏域市町が協力して有害鳥獣対策などに取り組むものでございます。4 ページをお願いいたします。三つ目の山・街・海をつなぐ広域観光の推進では、広域観光戦略の検討や旅行会社社員などの現地視察ツアーなどの実施、外国人観光客などの誘致などに取り組むというものでございます。5 ページをご覧くださいと思います。次に、二つ目の分野でございます。高次の都市機能の集積・強化につきましては、その下に三つの基本方針と 10 の取組がございます。一つ目の基本方針である安全・安心の圏域づくりにつきましては、救急医療体制の維持、消防防災力の向上などに取り組むというものでございます。二つ目の広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備につきましては、広域的な公共交通網の整備計画、松山空港等の利用促進、J R 松山駅の交流、賑わいの創出などに取り組むというものでございます。6 ページをお願いいたします。三つ目の圏域における課題解決機能の向上につきましては、大学との連携、また松山市の民間、大学、行政が連携したまちづくり推進組織と連携したまちづくりの推進などに取り組むものでございます。三つ目の圏域全体の生活関連機能サービスの向上につきましては、その下に七つの基本方針と 37 の取組がございます。一つ目の基本方針である医療・介護・福祉サービスの充実につきましては、救急医療の適正利用、健康づくりのための調査・研究、介護や医療に関する情報共有などに取り組むというものでございます。7 ページをご覧くださいと思います。二つ目の結婚・出産・子育ての支援の充実につきましては、病児・病後児保育の広域保育、情報交換や交流の場の提供、一時入所、出会いイベントの開催などに取り組むというものでございます。9 ページをお願いいたします。三つ目の文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化につきましては、文化施設の広域利用、プロスポーツへの支援、地域の賑わいの創出のための調査研究などに取り組むというものでございます。10 ページをお願いいたします。四つ目の災害対策の推進につきましては、災害医療の推進、広域連携応急給水体制の充実などに取り組むというものでございます。11 ページをご覧くださいと思います。五つ目の環境保全施策の推進につきましては、地球温暖化対策の推進、環境教育の推進、汚泥の共同処理についての調査研究などに取り組むというものでございます。12 ページをお願いいたします。六つ目の暮らしたい・戻りたいと思える地域づくりにつきましては、圏域への移住促進、圏域への愛着醸成、農作業への体験交流などに取り組むというものでございます。七つ目の圏域内行政サービスの効率化等の推進につきましては、公共データの交換による地域課題の解決、共同利用が可能な公共施設予約システムの構築、市町間での

人事交流などに取り組むというものでございます。これらの取組にあたりまして、松山市と砥部町の役割分担につきましては、全体を通じまして松山市が中心となって取り組み、砥部町は松山市と連携して取り組むというものでございます。2ページにお戻りいただけますでしょうか。第4条の費用分担でございますが、松山市と砥部町が協議して定めるというふうになっております。第5条の松山圏域連携協議会、これにつきましては、各市町の長で構成された会議でございますが、連絡調整のため、年1回以上開催するというようにしております。以上で、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協議についての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 松山市と連携をする条約を結んでおるとのことですが、他の市町村と連携を結んでいるところは、あるんですかないんですか。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 西岡議員さんのご質問にお答えをいたします。この連携協約に関しましては、松山市を中心として一対一の関係で連携をするというものでございます。松山市と砥部町、そして松山市と伊予市、松山市と松前町、松山市と東温市というふうに一対一のご関係でございます。砥部町と伊予市という関係ではございません。松山市を中枢として、3市3町が連携をすると考え方でございますが、一対一のご関係ということでございます。以上で終わります。

○議長（井上洋一） 7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） そういうふうには松山市を中心というのも良いんですけども、部分的に小さな事といいますか、木材なんかを利用する、グリーンキーパーで間伐材などを利用するというような時には、やっぱり上浮穴とか内子とかそういうとこと連携したような何かをすとか、いろいろ災害時にも、やはり地震ですから、どこか起こった場合にはですね、どっか助かったところがあつたらそこからしてもらおうという、ある程度分散した方が良くもあるんじゃないかなといひますか、そこら辺の考えはどうでしょう。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 西岡議員さんのご質問にお答えします。西岡議員さんがおっしゃられるように、例えば松山市じゃなくて砥部町と久万高原町辺りだとか、場合によっては砥部町とまた他の市町村が連携することですね、より一層住民の福祉の向上に繋がるとかいうケースはあるかと思ひます。それにつきましては、それぞれの分野において考えていくということになりますけれども、先ほど申しましたとおり、この連携中枢都市圏構想の中におきましては、あくまで松山市と砥部町という2市町間の関係ということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（井上洋一） ほかがございませんか。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 12ページの圏域内行政サービス効率化等の推進のところ、例えばということなんですけれども、この図書館がありますよね。今、例えば、この砥部町の図書館を比較的近い森松の方とか久谷の方とか松山市の方もたぶん実際に今でも利用はされてると思うんですけども、そういう利用がですね、この締結を結ぶことによって、どう変わるのかみたいなことで、具体的なお話でいただけると、もう少しこの中身がわかりやすいんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（井上洋一） 大内社会教育課長。

○社会教育課長（大内均） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えしたいと思います。図書館につきましては、前のページを、前のページと言いますか、ページはちょっと違うんですけども9ページをご覧いただきたいと思います。9ページの下段ですけども、文化・スポーツ施設等を通じた圏域の活性化ということで、その中でですね、図書館の圏域全体の利用方法を検討したらどうかということが挙がっております。これにつきましては、現在、松山広域圏で貸出方法がいろいろ違っております。町内で貸しておるところ、町外にも貸し出しているということがあるので、そこら辺の統一して、施設をまとめてですね、貸し出しを多くすればどうかということを今後検討したいということで立ち上げるものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 9ページにありました。すみません。指定管理になった時点です、それまでの貸出しに少し制限がかかりましたよね。だからそういう意味では、指定管理になるまで砥部町が直接運営していた時と同じような、例えば状況になりますというふうに理解していいんでしょうか。今の話しは。あの時は、町外の人、例えばビデオも借りれたとかありましたよね。それから持出禁は別個として、それ以外に制約があったかどうかはちょっと定かではないんですが、そういうことが今の話しだとなくなるというふうに私は理解はしたんですが、間違いないでしょうか。

○議長（井上洋一） 大内社会教育課長。

○社会教育課長（大内均） ただいまの佐々木議員さんのご質問ですけれども、以前は、指定管理になる前は、議員さんがおっしゃられたとおり、貸出方法が変わってございまして、指定管理になった段階で貸し出しの冊数とかを変えた経緯がございまして。今後は、それで元に戻るかと言われましたら、そういうわけではないので、その貸出方法を統一するのかどうかは、これからの検討事項となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（井上洋一） ほかがございませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑をおわります。お諮りします。議案第29号は、総務常任委

員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。ここでしばらく休憩します。再開は午前 10 時 50 分の予定です。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

~~~~~

日程第 6 議案第 30 号 砥部町総合計画策定条例の制定について

(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 再開します。日程第 6、案第 30 号、砥部町総合計画策定条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、砥部町総合計画策定条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。議案第 30 号をお手元をお願いをします。砥部町総合計画策定条例の制定について、砥部町総合計画策定条例を次のように定める。平成 28 年 6 月 10 日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面をお願いいたします。まず、提案理由でございます。提案理由につきましては、地方自治法の改正に伴い、議会の議決を経て総合計画基本構想を策定する法的な義務付けが廃止されたことにより、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、基本構想の策定について議会の議決事件とするなど総合計画の策定に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。現在の砥部町の総合計画につきましては、平成 20 年の 3 月に、平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間の計画で策定しております。来年度が最終年度となることから、次期総合計画の策定に向けて作業を進めております。総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画に分かれておりまして、この基本構想の作成につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決を経て定めなければならないというふうになっておりました。しかし、地方公共団体の自由の拡大を図るということで、平成 23 年に地方自治法の一部が改正され、この規定が削除されました。このことは、地方公共団体において、将来の基本構想の策定について法的な義務付けがなくなったということで、基本構想を策定することやその方法については地方公共団体の裁量となったわけでございます。しかし、基本構想の策定義務はなくなった、法的な義務付けがなくなったとはいえ、将来の町のあり方、長期的な展望を示すものでございます。住民の代表である議会の議決を経て策定すべきものと考えております。そのため、砥部町総合計画策定条例の制定を提案させていただいたものでございます。表をお願いいたします。規定でございますが、第 1 条に趣旨、第 2 条は、総合計画、基本構想、基本計画、実施計画の用語の意義、第 3 条は、広く町民の意見を

聞いて策定するという策定方針、第4条は、基本方法の策定変更については議会の議決を経る旨の規定、第5条は、基本構想に基づき基本計画、実施計画を策定する旨の規定でございます。裏面をお願いいたします。第6条は、総合計画を策定又は変更したときの公表規定、第7条は、砥部町総合計画審議会への諮問規定、第8条が委任について規定をしております。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で、砥部町総合計画策定条例の制定に関する説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 大変平凡なことを伺いますが、これが義務付けを廃止されたということは、財政的な措置があったんでしょね、今まで。これ作るのには交付金でいくらぐらい含めて入ってきたんじゃないかと思いますが、それなかったですかね。財政的な影響はないんですかね、廃止されたときに。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 三谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。財政的な措置といいますか、補助金とかそういったものは今までございませんでした。それで、地方交付税の中で地方公共団体の事務として若干、単位補正、単位費用であるとか、そういったもので算定されているということは考えられますけれども、そのことについては把握をしてございません。今後でございますが、このことにつきまして財政的な影響というものはないと思っております。以上でございます。

○議長（井上洋一） ほかがございませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。お諮りします。議案第30号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第7 議案第31号 広田地区小学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第7、議案第31号、広田地区小学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第31号をご覧ください。議案第31号、広田地区小

学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、広田地区小学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。平成28年6月10日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面、提案理由ですが、広田地区小学校の統合、玉谷小学校及び高市小学校の廃校に伴い、関係条例に所要の改正を行うため、提案するものでございます。この条例改正案の説明の前に、広田地区小学校統廃合につきましては、平成26年5月に砥部町PTA連絡協議会また広田地区の保護者を中心とした広田地区小学校統合検討委員会から、3小学校の統合に関しての要望を受けました。それを受けまして、以後、保護者地域をはじめ関係団体機関と度重なる話し合いを行ってまいりました。そして、統合先は広田小学校、統合日は平成29年4月1日との意見集約が得られました。そこで提案させていただいているものでございます。それでは、別紙議案資料1、1ページ新旧対照表をご覧ください。第1条の改正です。砥部町学校条例改正案で第2条、小学校の名称及び位置を定めた別表第1について、広田小学校への統合に伴い現行の砥部町立高市小学校、砥部町高市1105番地及び砥部町立玉谷小学校、砥部町玉谷670番地を削るものです。2ページをお願いいたします。第2条の改正です、砥部町教職員住宅条例改正案で第2条の現行の教職員住宅の名称及び位置を定めた別表の名称から、それぞれ小学校を削るものでございます。3ページをお願いいたします。第3条の改正です、砥部町立学校施設利用条例改正案で、別表第3条関係1運動施設使用料ですが、区分の小中学校運動場の使用料について、玉谷小学校210円、高市小学校210円を削るものでございます。下にいきまして、小中学校屋内運動場の使用料について、玉谷小学校330円、高市小学校320円を削るものでございます。なお、廃校施設の利用にあたりましては、利用方法により所要の条例改正が必要となりますが、現時点では未定であるため、当該条例施行日までに検討いたします。4ページをご覧ください。第4条の改正です。砥部町山村留学センター条例改正案で、留学センターの設置を定めた第1条で、通学先を現行砥部町立高市小学校から砥部町立広田小学校に改正するものです。議案裏面、附則をご覧ください。この条例は、平成29年4月1日から施行する。以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） ちょっとお尋ねしますが、資料の2ページの教職員住宅の件ですね、小学校を除いて広田教職員住宅にするというふうになつておりますが、小学校をわざわざ除ける必要があったのか、そのまま置いとってかまんなような気がするんですけど、そこら辺どんなでしょうか。

○議長（井上洋一） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 森永議員さんのご質問にお答えします。玉谷小学校、高市小学校というのは廃校になりますので、小学校がなくなりますので、小学校という文字を削ることとします。広田小学校は残るわけなんですけど、この表の統一性も考え

まして、広田小学校も除いております。それから、今後、教職員住宅、まだ広田小学校がありますので、広田地区の広田の教職員住宅でなくて、玉谷、高市もまだ教職員の配置も決まったりしませんので、使う可能性もありますので残しております。小学校の削除につきましては、学校がなくなるということで小学校という文字は消さしていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） ほかがございせんか。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 今の話をお伺ってましてですね、どうしても教職員でないと駄目ということになるんですか。むしろ一般の町民も希望すれば、例えば入れますというようなことにこれはならないのかというふうにちょっと思ったんで質問させていただきました。

○議長（井上洋一） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） ご質問にお答えいたします。現時点では、教職員住宅ということになっておりますので、基本的には教職員ということになりますが、来年度廃校になりまして、砥部町まちづくりの創生計画ですか、そちらの方でこの住宅も、利用方法、できるだけ入居していただけるような方策も考えてのこととなりますので、来年度以降は、またいろいろ協議、ご相談させていただいたらと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 今の佐々木議員さんのご質問ですが、教職員住宅という銘を打っております、これはご存じのように教職員住宅、へき地地域に教員が留まって地域の教育を行う。これが一番最善であろうということで、県の補助を受けて教職員住宅を作っております。したがって、県の補助がありますので、町の自由な使用というのは目的外使用ということになりますので、その辺りを解決して町の他の施設利用という形になってまいりますし、と思います。以上です。

○議長（井上洋一） ほかがございせんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。お諮りします。議案第31号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第32号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第8、議案第32号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第32号をご覧ください。議案第32号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年6月10日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面、提案理由をご覧ください。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号の改正により保育士の配置基準が一部緩和されたため、提案するものであります。議案資料、新旧対照表をご覧ください。まず、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業で、いずれも3歳未満児を対象としています。そのうち、今回の基準改正により、小規模保育事業のA型及び保育所型事業内保育事業所の配置に係る特例を加えるものです。小規模保育事業のA型及び保育所型事業所内保育事業所は共に町が認可するもので、児童福祉法による認可保育所と同等の基準が求められ、定員が6人から19人の施設です。附則6項は、保育士の配置に係る特例を定めています。保育士の配置は、児童数に応じて定められており、少人数の場合でも最低2人の保育士を配置することになっていますが、少人数の場合は、保育士1人と町長が認めた者1人の配置に代えることができるとうものです。なお、少人数とは0歳児であれば3人以下、1、2歳児であれば6人以下をいいます。次に、7項は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許保持者を配置基準に定める保育士数に含むことができる規定です。8項及び9項は、保育士資格を有するもの以外の者を配置する場合の人数制限に関する規定です。保育士以外の者だけで保育を行うことができない旨を定めています。なお、今回の職員配置に係る特例に該当する施設は、小規模保育A型で町内に一つの園がございます。議案裏面をご覧ください。この条例は、公布の日から施行する。以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第32号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第33号 平成28年度一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第34号 平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第11 議案第35号 平成28年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(井上洋一) 日程第9、議案第33号から日程第11、議案第35号までの平成28年度補正予算3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) それでは、私の方からは一般会計そして国民健康保険事業特別会計につきまして、ご説明をさせていただきます。はじめに一般会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第33号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第2号。平成28年度砥部町の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億4,767万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億7,720万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条、地方債補正、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。平成28年6月10日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いをします。歳出でございます。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。まず、1款議会費でございますが、48万円を追加し1億497万6千円といたしました。議会改革特別委員会の旅費でございます。2款総務費でございますが、4,138万6千円追加し10億5,731万4千円といたしました。1項総務管理費で広田地域の生活支援をはじめ地域の活性化対策に関する経費3,213万4千円などを追加をいたしました。3款民生費でございますが、3,258万円を追加し25億3,084万円といたしました。臨時福祉給付金支給に関する経費3,215万5千円などを追加をいたしました。4款衛生費でございますが、62万5千円を追加し8億5,864万4千円といたしました。廃棄物処理施設管理技術者講習の受講のための旅費でございます。6款農林水産業費でございますが、1,707万5千円追加し2億3,253万円といたしました。1項農業費で簡易ハウス、APハウスの整備などに対する補助金、1,362万4千円など、2項林業費で電気柵等の整備に対する補助金218万4千円でございます。7款商工費でございますが、359万1千円追加いたしまして1億6,848万円といたしました。東京都でのアンテナショップの開催に関する経費でございます。8款土木費でございますが、1,550万3千円追加いたしまして、5億2,490万6千円といたしました。4項都市計画費で高尾田の御坂川北部の浸水対策のための基本調査設計委託料1,000万円、5項住宅費で木造住宅耐震診断補助事業派遣委託料200万円などでございます。10款教育費でございますが、11億3,643万7千円追加をいたしまして24億430万2千円といたしました。1項教育総務費でございますが、スクールバスの購入経費901万9千円、スクールバスの車庫の建設工事費709万9千円、大洗高校マーチングバンド部の演奏会の委託料49万8千円、3項中学校費では、大洗高校マーチングバンド

部の演奏会の費目組替による減額、6項保健体育費で、給食センター改築工事関係経費11億1,844万円などがございます。歳入でございますが、2ページをお願いいたします。使用料125万1千円、国庫支出金2億1,886万1千円、県支出金1,256万4千円、繰越金、一般財源でございますが9,479万2千円、諸収入250万8千円、町債9億1,770万円でございます。次に、4ページをお願いいたします。地方債補正でございます。合併特例事業につきまして変更しております。給食センター改築事業の補正に伴い、補正前2億1,300万円を9億1,770万円増額し11億3,070万円とするものでございます。一般会計につきましては、以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第34号、平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号、平成28年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,656万1千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年6月10日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費を86万4千円追加し、1,287万7千といたしました。国民健康保険制度の広域化に伴う国保システム改修委託料86万4千円でございます。歳入でございますが、2ページをご覧いただきたいと思っております。国庫補助金86万4千円でございます。全額国庫補助金で賄います。以上で、一般会計と国民健康保険事業特別会計の補正予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（井上洋一） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 引き続きまして、議案第35号をお願いいたします。議案第35号、平成28年度砥部町水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。第1条、平成28年度砥部町水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、平成28年度砥部町水道事業会計の予算第4条本文括弧書中不足する額1億1,665万1千円を不足する額1億1,965万1千円に、過年度分損益勘定留保資金8,701万6千円を過年度分損益勘定留保資金9,001万6千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。第1款水道資本的支出、1項建設改良費で300万円増額し、支出合計を5億6,785万1千円とするものです。これは、本年1月の総津地区における寒波凍結漏水を契機に総津浄水場の能力を再検証する委託料でございます。平成28年6月10日提出、砥部町長佐川秀紀。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 一般会計補正の分のページ数は19ページでございます。総務費

の中で高齢者安否確認委託料が 51 万円と危険遊具の撤去工事 24 万 9 千円、これは、安否の分につきましてははどういうものなのかというのと、危険遊具の撤去は、このあと撤去した後は遊具は置かないのか、あるいは危険遊具のある場所を教えていただいたらと思います。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。まずはじめに、安否確認でございますけれども、これにつきましては、広田地域の独居高齢者につきまして安否を確認するというところでございます。これにつきましては、まだこれから制度をもう少し組み立てて行うということになりますけれども、10 月以降ですとね、社会福祉協議会であるとか町の介護福祉課、このあたりと連携をとってですね、やっていきたいというふうに考えております。それで、危険遊具でございますけれども、これにつきましては、危険遊具の撤去につきましては、町が全部撤去をするというふうにしております。そして、その後の遊具を設置するとか、そういうことにつきましては、各区で対応していただくと、そして、それに対しまして町が補助をするというふうな仕組みで運用しております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 場所、その場所。撤去する場所。

○企画財政課長（大江章吾） 撤去する場所につきましては、ちょっと資料を取ってきてよろしいでしょうか。失礼をいたしました。撤去場所でございますけれども、今お話しさせていただいてるのは山並地区、そして高尾田、上原町、北川毛でございます。まだこれ各区で明確に撤去をするかしないかという判断ができてないところもございます。まだ撤去はしないよというような判断をするところもございますし、これにつきましては、すぐに対応できるというふうなことで予算を計上したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 13 番土居英昭君。

○13 番（土居英昭） ちょっと教えていただきたいんですが、これは補正予算の概要の方で 6 ページです。そこにあります中に、中学校の費用の中で、当初文化会館自主事業で実施を予定したんですけれども、教育委員会事業としてやるという大洗高校のマーチングバンドが来られると、昨年ちょうど私も見にまいりまして、大変素晴らしいもんだったなというふうなことを記憶しておるわけですが、これは同じように文化会館でやられるとするならば、せっかくマーチングバンドですから、どっかの体育館、例えば中学校の体育館又は上のゆとり公園の体育館等でやっていただいて、上から見て、その動きを見させていただくというのがもっと良いんじゃないかというような想像をするんですけども、その点どのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（井上洋一） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 土居議員のご質問にお答えします。最初にマーチングバンド、一昨年ではなかったかと思うんですが、中学校で実施しました。それで中学校の

場合、どうしても、2階に一部人が入れるところがありますが、平面で見ますと非常に良さがわかりにくいということもありまして、文化会館ということにさせていただきました。上から見える方が非常に見やすく、わかりやすいというか、良さが出るというようなことでやります。この無料にいたしましたのは、近隣市町でこのマーチングバンド、いろんなどころで行っております。その中で無料でやっているということもありまして、文化会事業から教育委員会主催事業ということにさせていただきました。総合公園の体育館も場所としてあるかと思いますが、文化会館というステージでということに、椅子もたくさんありますので、今回については文化会館のステージでということにさせていただきます。以上で、説明をおわります。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 概要の方の2ページのところに、イメージの関係でですね、ロゴマークとキャッチコピーを作成したいというようなことで予算が計上されております。一つは、この時期はいつぐらいまでというふうに考えられているのかということと、この使い方がですね、例えばそのキャッチコピーで愛媛産には愛があるというのがいろんなどこで見かけますが、イメージとしては砥部産には愛があるというふうな例えばキャッチコピーが入れば、いろんなどこで発行する印刷物やら砥部町で販売するいろんなど品なんかも含めてですね、そういうふうなものが反映されるのかどうか、その辺についてのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（井上洋一） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、いつまでにするかということですが、今年度中に行いたいと思っております。使い方ですが、これ佐々木議員さがおっしゃられましたような使い方になろうかと思いますが、町のイメージを砥部ブランドとして構築しまして、そのイメージを広く周知をしたいということが一番の目的でございます。それを決定するにあたりましては、いろいろな業界とか地元の企業とか農業、学生、主婦いろんな方、業種を交えた方にワークショップ形式で決定をしていきたいと思っております。具体的には、ポスターとか封筒とかシールとかのぼりとかジャンパーとかいろんなことあると思っておりますが、それらにつきましても、そのワークショップの中で、可能な限りの使用方法について考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（井上洋一） ほかございませんか。14番中島博志君。

○14番（中島博志） そしたら、概要の方でちょっとお願いします。概要の3ページ、社会福祉費関係の中で臨時福祉給付金の支給についてですが、今回3,215万5千円の追加ということですが、これ消費税の引き上げによる影響を緩和するための追加ということに、給付金ということになっておりますが、消費税が先送りをするというような中で、これやはり事業として進めていくのか、まずそこからお尋ねします。

○議長（井上洋一） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えいたします。概要の3ページ社会福祉費関係でございますが、今回の臨時福祉給付金につきましては、二つの給付金を計上しております。そのうちの一つが平成26年からやっております臨時福祉給付金でございます。これは、消費税が5%から8%に上がったことについて、低所得者等に対して給付する給付金でございます。それを今回補正で上げて、秋口に支給するものと、もう一つは、平成29年度から始まります年金生活者支援給付金という名前で、28年度の臨時福祉給付金の中で、遺族年金それから障害年金をもらっとる方に対して一人3万円給付するという給付金でございます。これは、消費税が10%に上がるっていうことではなくて、今までの消費税が上がった分であるとか、あるいは1億総活躍社会の中で、一般の方が給与が上がることにに対して高齢者の方、年金生活者は、そういった給料が上あがらないいうことを加味して、平成29年の秋口から低年金の方に月5千円給付するという制度を前倒しをして給付しようということで計上するものでございます。以上でございます。

○議長（井上洋一） 14番中島博志君。

○14番（中島博志） 今回の区分、ちょっとわかりにくいところもあったんですけども、また、お聞きにいきたいと思います。その内容について何点かお尋ねしたいんですけど、要するに人数的にも多い、今度受給者があると考えます。そういう中でやはり申請方法も前回と変わっているんだったら変わっているところを教えてくださいたいのと、それからこの周知方法ですね、どのような形で周知をしていくのか、それともう1点、これ受給対象者がやむ得ない事情で申請ができない、その場合、代理者が申請をする場合、どのような手続きが必要なのか、また、その代理者をどう確認していくのかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（井上洋一） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの中島議員さんのご質問でございますが、まず、対象者についてでございますが、臨時福祉給付金ですね、一人当たり3千円の分については、28年1月1日現在に砥部町に住民票がある方で、28年度の住民税均等割が課税されてない方、それから課税者に扶養されてない方、それから生活保護を受給されてない方という条件が決まっておりますので、あらかじめ私どもの方でそういった対象者が把握できますので、その方たちへ直接ご案内、申請書を送付するというところでございます。それから周知につきましては、既に広報それからホームページ等また国の方でもいろいろ報道を、新聞テレビ等で報道されて周知されておると思います。それから代理申請につきましてはですね、対象者が決まっておりますので、代理に来られる方の身分がはっきりわかるものを提示していただいて、確認をして、交付申請を受けるということを考えております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 14番中島博志君。

○14番（中島博志） 受給者ですね、申請を自らが書いたやつをですね、代理人が、

確かに確認は何点かあるんだろうと思うんですけども、具体的にお聞きしたいんですけども、確認方法ですよ、対象者がその申請書を代理人に窓口を持って行ってくれと、それは別に確認はいらないんですか。それと先ほど言った確認の方法をどういう形、具体的にちょっと教えて下さい。

○議長（井上洋一） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの中島議員さんのご質問でございますが、対象者の方に申請書をお送りして、対象者の方が申請書を書いてそれを持って代理の方が来られたってということですかね。その時にはですね、恐らく前年度も対象になっておる可能性がありますので、うちの方で見て、申請書にその口座であるとかということが確認できますし、持って来られた方に対して個人番号でありますとか、あるいは免許証ですね、免許証であるとか、そういったその方が持って来られた方に間違いはないかということを確認をさせていただくつもりでございます。

○議長（井上洋一） ほかがございませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。お諮りします。議案第 33 号から議案第 35 号までの平成 28 年度補正予算 3 件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第 33 号から議案第 35 号までの平成 28 年度補正予算 3 件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の審査結果については、6 月 17 日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前 11 時 38 分 散会

平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                               |                                                                      |                                                              |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                                | 平成 28 年 6 月 17 日                                                                                              |                                                                      |                                                              |
| 招 集 場 所                                                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                      |                                                                      |                                                              |
| 開 会                                                                  | 平成 28 年 6 月 17 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                             |                                                                      |                                                              |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博<br>4 番 松崎浩司<br>7 番 西岡利昌<br>10 番 山口元之<br>13 番 土居英昭<br>16 番 三谷喜好                                       | 2 番 古川孝之<br>5 番 佐々木隆雄<br>8 番 大平弘子<br>11 番 西村良彰<br>14 番 中島博志          | 3 番 菊池伸二<br>6 番 森永茂男<br>9 番 政岡洋三郎<br>12 番 井上洋一<br>15 番 平岡文男  |
| 欠席議員                                                                 | なし                                                                                                            |                                                                      |                                                              |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>広田支所長 佐伯修二<br>戸籍税務課長 富岡 修<br>介護福祉課長 門田伸介<br>産業振興課長 岡田洋志<br>国体推進課長 西松伸一<br>学校教育課長 坪内孝志 | 副町長<br>総務課長<br>企画財政課長<br>保険健康課長<br>建設課長<br>生活環境課長<br>会計管理者<br>社会教育課長 | 上田文雄<br>相原清志<br>大江章吾<br>松下寛志<br>白形敏明<br>柿本 正<br>門田 巧<br>大内 均 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長<br>庶務係長                                                                                                | 前田正則<br>中山晃志                                                         |                                                              |
| 傍聴者                                                                  | 4 人                                                                                                           |                                                                      |                                                              |

平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 29 号 松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の締結について
- 日程第 2 議案第 30 号 砥部町総合計画策定条例の制定について
- 日程第 3 議案第 31 号 広田地区小学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の  
制定について
- 日程第 4 議案第 32 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 33 号 平成 28 年度砥部町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 34 号 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 7 議案第 35 号 平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 請願第 1 号 日本政府に「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」の締結のため  
の行動を求める意見書提出についての請願
- 日程第 9 請願第 2 号 「安保法」の廃止を求める意見書提出についての請願
- 日程第 10 請願第 3 号 伊方原発の再稼働延期を要請する意見書の採択を求める請  
願書
- 日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 12 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 13 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 14 議員派遣

・閉 会

平成 28 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 28 年 6 月 17 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（井上洋一） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 29 号 松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第 1、議案第 29 号、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第 29 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 29 号、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結については、中心都市である松山市と近隣の砥部町が、相互に役割を分担して連携を図り、地域を活性化し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる魅力ある圏域の形成に資することを目的に、連携協約を締結するものです。この連携協約では、相互に連携して実施する取組及び役割分担について分野別に基本方針や取組など、松山市と砥部町の役割分担をそれぞれ策定しています。この連携協約の内容は適正と認められ、よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。これから議案第 29 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 30 号 砥部町総合計画策定条例の制定について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第2、議案第30号、砥部町総合計画策定条例の制定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第30号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第30号、砥部町総合計画策定条例の制定については、地方自治法の改正に伴い議会の議決を経て総合計画基本構想を策定する法的な義務付けが廃止されたことにより、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、基本構想の策定について議会の議決事件とするなど、総合計画の策定に関して必要な事項を定めるために制定するものです。第1条から第8条まで、それぞれ、趣旨や定義、策定の方針、議会の議決、基本計画及び実施計画の策定や公表、審議会への諮問、委任について規定しています。また、この条例は、公布の日から施行することとしています。その内容は適正と認められ、よって、議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
これから議案第30号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。  
[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第31号 広田地区小学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第3、議案第31号、広田地区小学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第31号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第31号、広田地区小学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、広田地区の玉谷小学校及び高市小学校を廃校とし、広田小学校への統合に伴い、関係条例に所要の改正を行うために制定す

るもので第1条では、砥部町学校条例の別表第1を、第2条では砥部町教職員住宅条例の第2条の表を、第3条では砥部町立学校施設利用条例の別表を、第4条では砥部町山村留学センター条例の第1条をそれぞれ改正しています。また、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしています。その内容は適正と認められ、よって、議案第31号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これから議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第32号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第4、議案第32号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第32号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第32号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもので、この条例の附則に小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を加えるものです。その内容は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の資格を有する者を、保育士とみなすことができる等、保育士の配置要件を緩和するものです。また、この条例は、公布の日から施行することとしています。その改正内容は適正と認められ、よって、議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これから議案第 32 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 33 号 平成 28 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 34 号 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）

日程第 7 議案第 35 号 平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第 5、議案第 33 号から日程第 7、議案第 35 号までの平成 28 年度補正予算 3 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設常任委員会に付託されました補正予算 2 件について、審査の結果をご報告申し上げます。まず、議案第 33 号、平成 28 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費、清掃費関係では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、設置が義務付けられている美化センター及び千里埋立場の廃棄物処理施設、技術管理者を増員するために係る経費 62 万 5 千円を追加しています。農林水産費、農業費関係では、次世代につなぐ果樹産地育成を図るための施設整備等に対する補助金 1,362 万 4 千円、新規就農者拡大促進事業として、新規就農者の生産活動を支援するために、農業用機械等の導入に対する補助金 117 万 7 千円を追加しております。これらの補助金に係る財源は、県補助金を 1,109 万 2 千円充てております。また、林業費関係では有害鳥獣対策として、電気柵と金網柵の設置に対する補助金 218 万 4 千円を追加しております。この補助金に係る財源は、県補助金を 145 万 6 千円充てております。商工費では、首都圏における砥部焼や七折の小梅をはじめとする町産品の認知度を向上させるとともに、消費者のニーズを把握するために、9 月 14 日から 10 月 4 日までの 3 週間、東京渋谷区で開催するアンテナショップの運営に係る経費 359 万 1 千円を追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、町道頭の向上原町線の道路拡張計画に伴う分筆等の登記事務委託料が 101 万円、都市計画費関

係では、高尾田地区の御坂川北部の浸水被害を防止するため、雨水排水対策基本調査 設計委託料 1,000 万円を追加しております。また、住宅費関係では、平成 29 年度に予定しています公営住宅の外部補修に伴う設計委託料 243 万 4 千円、木造住宅耐震診断の派遣応募増に伴い、補助事業費派遣委託料 200 万円を追加します。この木造住宅耐震診断補助事業には、国庫補助金 100 万円を充てております。次に、議案第 35 号、平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について、平成 28 年 1 月下旬の寒波凍結漏水により、総津浄水場の配水池が減水し時間断水を余儀なくされたことに伴い、総津浄水場の機能強化を図るため調査設計委託料として、資本的支出を 300 万円追加しております。全額過年度分の損益勘定留保資金で補てんしております。以上、議案第 33 号及び第 35 号の 2 議案について、いずれも適正な補正がなされていると認め、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（井上洋一） 西岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（西岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算 2 件について、審査の結果をご報告申し上げます。まず、議案第 33 号、平成 28 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、消費税率引き上げによる影響を緩和するための給付金及び平成 29 年度実施予定の年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけとしての給付金の臨時福祉給付金を支給するために係る経費 3,215 万 5 千円を追加しています。この財源は、全額国庫補助金で賄っています。また、児童福祉費関係では、松山圏域連携事業の関係経費として、病児病後児保育事業広域利用負担金 8 万円、婚活事業負担金 29 万 2 千円を追加しています。教育費、教育総務費関係では、広田地区小学校の統合に伴い、通学手段を確保するためスクールバス 1 台を購入する経費として備品購入費等 901 万 9 千円、スクールバスの購入に伴い、車庫を整備する工事請負費 709 万 9 千円を追加しています。このスクールバス購入に係る財源は、国庫補助金を 377 万円充てています。山村留学生の増員に伴うセンター運営に係る経費 125 万 9 千円を追加しています。この財源は、全額使用料等で賄っています。社会教育費関係では、文化会館楽屋の空調機械取替に係る工事請負費 51 万 9 千円を追加しています。また、保健体育費関係では給食センター改築に伴う経費として監理委託料 1,550 万 1 千円、建設工事費 11 億 26 万 7 千円、砥部焼の購入費 267 万 2 千円を追加しています。この財源として、国庫補助金 1 億 4,980 万 2 千円、合併特例事業債 9 億 1,770 万円を充てています。次に、議案第 34 号、平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号については、事業勘定で平成 30 年度から国保制度が広域化されることに伴い、県が導入する新システムに対応するため、本町の国保システムを改修するための必要経費 86 万 4 千円を追加しています。この財源は、全額国庫補助金で賄っています。以上、議案第 33 号及び第 34 号の 2 議案については、いずれも適正な補正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました補正予算について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 33 号、平成 28 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、熊本地震の被災市町村に人的支援をするため職員派遣旅費 33 万 6 千円、砥部町のイメージを広く発信するためロゴマークとキャッチコピーを作成する制作委託料 324 万円、庁舎空調機器等の修繕料 104 万 9 千円を追加しています。また、広田地域の活性化に向けた小さな拠点づくりを推進するため、ひろた地域振興協議会設立にかかる経費 100 万円、高齢者の見守りを兼ねた移動販売車の導入に係わる経費 408 万 4 千円、道の駅エリアの活性化にかかる経費 1,968 万円、6 次産業化の推進にかかる経費 737 万円で計 3,213 万 4 千円を追加しています。この事業は、全額国庫補助金で賄っています。さらに、幸田地区他 3 区の集会所及び広場整備事業として 141 万 1 千円、コミュニティ助成事業として、仙波地区の神輿購入に対する交付金 250 万円を追加しています。このコミュニティ助成事業にかかる財源は、全額自治総合センター助成金で賄っています。次に、歳入については、12 億 4,767 万 6 千円増額しています。その内訳は、使用料及び手数料 125 万 1 千円、国庫支出金 2 億 1,886 万 1 千円、県支出金 1,256 万 4 千円、繰越金 9,479 万 2 千円、諸収入 250 万 8 千円、町債 9 億 1,770 万円です。また、地方債補正では学校給食センター改築事業に充当するため、合併特例事業債の限度額を 9 億 1,770 万円増額し、11 億 3,070 万円とする補正がなされています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論、採決は 1 件ずつ行います。

議案第 33 号、平成 28 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これから議案第 33 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 34 号、平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これから議案第 34 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 35 号、平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これから議案第 35 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 請願第 1 号 日本政府に「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」の締結のための行動を求める意見書提出についての請願書
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第 8、請願第 1 号、日本政府に核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結のための行動を求める意見書提出についての請願を議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました請願第 1 号、日本政府に核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結のための行動を求める意見書提出についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、全ての国の核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵の一切を禁止する核兵器全面禁止・廃絶国際条約が締結されるよう努力し、行動することを求める意見書を政府並びに関係機関へ提出することを求めるものです。協議において、この請願は、以前にも同様の請願があり、不採択としている。との意見や核兵器がない方が良いのは分かっているが、条約の締結という町の権限外の行為に意見書を提出することは好ましくないので不採択とするしかないとの意見などがあり、採決の結果、請願第 1 号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

んか。まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。5番佐々木隆雄君。

○5番(佐々木隆雄) 請願第1号、日本政府に核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結のための行動を求める意見書提出についての請願に対して、委員会で不採択になりましたが、私は、それに反対する討論をさせていただきたいと思います。2012年に16か国の共同声明から始まった核兵器の非人道性を告発する動きは、昨年の核不拡散条約再検討会議で国連加盟の8割を超える159か国に急速に広がりました。第70回国連総会では、核兵器を非人道兵器として全面廃絶することを求める決議、核兵器の人道上の帰結というものが初めて採択されました。また、核兵器を禁止・廃絶する法的拘束力を持つ措置を求める諸決議は、加盟国の3分の2を超える賛成でそれぞれ可決されました。核兵器はひとたび使われれば、地球全体に壊滅的な被害をもたらします。それを防ぐ唯一の保証は、核兵器を廃絶することです。世界中の多くの人々が核兵器のない世界を望む中、生物兵器、化学兵器、地雷、クラスター爆弾などは、国際的な条約によって使用禁止となっていますが、残念ながら核兵器を禁止する条約はまだありません。委員長の報告の中に以前から、以前も出て不採択になったという経過があることも紹介されましたが、今、言いましたように、だんだんと国際世論も核兵器をなくそうという方向に進んでいるのは間違いないと思います。また、初めてアメリカ、オバマ大統領が広島を訪れ、そこで演説もされました。多くの方が共感をいただろうと思います。そういう意味では、日本政府は核兵器のない世界に向けて、積極的な行動を実際に行うことが求められるのではないかと思います。被爆国の政府にふさわしく、国際社会が求めている核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結のための交渉が、一刻も早く開始されるよう、先頭に立つべきではないでしょうか。これは必ずしも国そのものが進めることなくって、やはり私たち国民一人一人が、いろんな場でこういう要請を出していくことが必要ではないかと思います。そういう観点から、不採択に私は反対をいたします。

○議長(井上洋一) 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。6番森永茂男君。

○6番(森永茂男) 6番森永茂男でございます。それでは、請願第1号、日本政府に核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結のための行動を求める意見書提出についての請願につきましては、不採択とする委員長報告に賛成いたします。原案に反対の立場で討論をいたします。核兵器が無いのが良いことはわかっているのですが、条約の締結は国と国の問題であり、私ども町の権限外であると思っております。そして、町議会で議論することはではないと思っておりますので、私は、この請願は不採択とするとの委員長報告に賛成いたします。以上でございます。

○議長(井上洋一) ほかに討論はありませんか

[討論なし]

○議長(井上洋一) これで討論を終わります。これから請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方はご起立願います。

[起立少数]

○議長（井上洋一） 起立少数です。お座りください。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第9 請願第2号 「安保法」の廃止を求める意見書提出についての請願書  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第9、請願第2号、安保法の廃止を求める意見書提出についての請願を議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました請願第2号、安保法の廃止を求める意見書提出についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、安保法の廃止を求める意見書を政府に対して提出することを求めるものです。協議において、この安保法は、捉え方により様々な考え方があると思うが、戦争をするための法律ではないと思う。との意見や自国を守る集団的自衛権は、どの国にも認められており、日本も安全に平和を守る権利があるため不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、請願第2号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 安保法の廃止を求める意見書提出についての請願が不採択ということですが、私は、反対の立場で討論をいたします。安保法は、日本が武力行攻撃を受けていないにもかかわらず、他国に対する武力を認める集団的自衛権の行使を認めたことに加え、後方支援や武器使用の拡大などにより、自衛隊が海外において武力の行使に至る危険性を高めるものとなっています。これは明らかに憲法9条に違反しており、本来憲法に拘束されるはずの政府が閣議によりこの法案を決定したこと、また、同じく憲法に拘束される国会議員によって構成された国会が立法化したことについても、これらは立憲主義に違反しているではありませんか。2013年参院選後に秘密保護法、集団的自衛権行使容認の閣議決定が、2014年の総選挙後に安保法が、どちらも当時アベノミクスを前面に打ち出し、選挙の争点にもしなかったものを国会で多数を得たということで強行しました。みなさんの記憶にあらうかと思いますが、今年の強行された後に、国民には丁寧に説明をします十分にまだ理解を得られていないと言っておりました。しかし、憲法53条に基づく野党5党の臨時国会の召集にも応じず、また、年明けの国会でも2月19日に野党5党が共同提出した戦争法廃止法案を自民党、公明党は審議を拒否しました。野党や多くの国民、市民が、この中身は戦争法だと言っていることに対して、戦

争するためのものではないというふうに言っておりますが、本当にそうであるなら、選挙で争点にもし、国民の判断にゆだねるのが筋ではないでしょうか。また、国会で堂々と議論すればいいではありませんか。この夏の参議院選でも、相変わらずアベノミクスを前面に打ち出し、今回はかろうじて選挙公約の政策資料編の最後のほうに、こっそりと憲法改正を目指すというふうにあります。でも、いくつかの報道を見ても、やはり参議院選の選挙の争点にはこれはしたくないようです。しかし、憲法改正を目指すという自民党の憲法草案では、9条の第2項を全面排除して国防軍を書き込み、武力での海外行使を際限なくやれるようにすることや、緊急事態条項を創設して事実上の戒厳令に道を開くこと、また、公益及び公の秩序のためには、基本的人権を制約できるという立憲主義を前面破壊するもので、第二次世界大戦前のような時代の再来を目指しているのではないかと言う人さえもいます。このように一連の流れを見まして、安保法が決して戦争をしないための法律というふうには到底思えません。まず、このような法律は廃案にするよう、この町議会から政府に対して意見書を提出するべきではないかという考えから、私は不採択に反対をいたします。以上です。

○議長（井上洋一） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） 6番森永茂男でございます。請願第2号、安保法の廃止を求める意見書提出についての請願につきましては、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。私は、憲法の絡みもあって、いろんな意見の人がおいでるのは事実でありまして、その中で私は、この法案は戦争をするための法律ではないと思っております。同じ考えを持った国同士が共同で防衛にあたり、抑止力を強化することが、結果的には世界平和の貢献に繋がると信じとります。以上により、この請願は不採択とするとの委員長報告に賛成いたします。以上です。

○議長（井上洋一） ほかに討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） これで討論を終わります。これから、請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方はご起立願います。

[起立少数]

○議長（井上洋一） 起立少数です。お座りください。よって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第10 請願第3号 伊方原発の再稼働延期を要請する意見書の採択を求める請願書

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第10、請願第3号、伊方原発の再稼働延期を要請する意見書

の採択を求める請願書を議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました請願第3号、伊方原発の再稼働延期を要請する意見書の採択を求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、伊方原発の再稼働延期を要請する意見書を愛媛県および国、電力事業者に対して提出することを求めるものです。協議において、原発は無い方がよいとは思いますが、現状で安全であれば稼働してもよいと思うとの意見や地元の町長や県知事が同意していることを尊重したいとか、100パーセント安全とは言えないが、安全対策工事も終了し、原子力規制委員会が使用前検査を行っており、延期する必要はないと思うので不採択とするべきとの意見などがあり、採決の結果、請願第3号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番佐々木隆雄です。請願第3号、伊方原発再稼働延期を要請する意見書の採決を求める請願書を、不採択に対する反対の討論を行いたいと思います。ご存じのように4月14日に始まった熊本地震は、いまだに収束せず、少し古いデータですが5月の19日現在、死者49名、関連死者20名、安否不明者1名、避難者9,900名余りとなっています。他方、5年余り前発生しました福島第一発電所の過酷事故の収束の見込みが立たず、おびたしい数の人々が故郷を奪われ厳しい避難生活を余儀なくされているという現状があります。今回の熊本地震を契機に、伊方原子力発電所に対する県民の不安が高まっています。請願者は、5月の15日に松山市内で伊方原発再稼働に関するシール投票というのを行ったそうです。回答総数が243、そのうち、動かす方がいいと思う9票、動かさない方がいいと思う231票、どちらともいえない3票という結果で、圧倒的多数が再稼働に反対であったということです。砥部町内においても、伊方原発の過酷事故を危惧する声もたくさん聞かれます。さて、あの熊本では、複数の断層が連鎖して地震を起こし、震度7の強震に2回も見舞われました。これら一連の地震が起こるまでの個々の地震の発生確率は、不明あるいは0から4%程度と低いものでした。震度1を超える地震の回数は1,500回を上回り、今後、熊本地震が伊方原発沖数キロの断層帯の地震を、誘発する可能性を、地震研究者らは否定しないばかりか、全国連鎖の可能性が大きいという警告もしています。科学の進展は目覚ましいとしても、私たちが知り得たのは、自然現象の極めて僅かな部分でしかないという事実を、そういうことこそ謙虚に認識しないといけないんじゃないでしょうか。つまり、地震は、いつどこでも起こり得ること、そういうことではないでしょうか。福島原発の事故で明らかになったように、原発は過酷事故を起こし得るといふふうになされたにもかかわらず、過酷事故の

際、周辺住民の安全を確実に守ることのできる実効性ある地域防災計画が、原発の建設・運転を許可する際の要件にはなっていません。それは、自治体が自然災害と同様に計画の策定・実施について、直接的な責任を負わされているということであり、これはこれで非常に重大な問題点だと考えます。しかし、原子力に対する技術的な情報は、原発を運営する事業者が独占しているため、過酷事故時に被災者が求める迅速で実効性のある住民の保護は際めて困難です。もしも伊方原発が強い地震に見舞われて過酷事故が起きると、砥部町には多くの人々が避難してくるようになっていきます。町が、私たちが、これらの方に手を差し伸べることは当然のことです。しかし、十分な支援ができないのではないかという危惧もあります。伊方原発は、4年間運転を停止しています。再稼働しなくても電力は十分にありました。1月13日付けの愛媛新聞で、核のごみ貯蔵対策が急務と題して、使用済み核燃料プールは7割近くが埋まっていて、四国電力敷地内外で貯蔵施設新設の検討を本格化したと、搬出できない場合は8から9年でプールが満杯になる、そういった旨の報道がされました。これも大きな問題ではないでしょうか。愛媛県の下した伊方原発再稼働同意は、確かに地元町長や近隣の市長さんも認めているということはありますが、決して多数の県民の意思を反映したものではありません。先ほどもありましたように、アンケートでもそうです。砥部町の私の周りでも多くの方が、やはり、もしも原発がというような不安があるんだという声をよく聞きます。こういった声を真摯に受け止め、この町議会でも、そういう町民の声を代弁する形で、国や県や電力事業者に対して、伊方原発の再稼働の延期を求める、そういうことが重要ではないかというふうな考えから、私は不採択に反対いたします。以上です。

○議長（井上洋一） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） 6番森永茂男でございます。それでは、請願第3号、伊方原発の再稼働延期を要請する意見書の採択を求める請願書につきまして、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。この問題もなかなか難しい問題で、いろんな皆さん考えがあろうかと思えますし、私も原発はなければ良いと個人的には思います。ただ、現時点、再稼働については、立地町の伊方町、近隣の市町、知事の同意が得られているという現実があります。原発は絶対安全なものではないと思いますが、日本の資源のない国では、電気料金、安定供給という面から、現状では安全対策を施し、向き合っていくべきを得ないのが現状だと思います。したがって、この請願は不採択をするとの委員長報告に賛成いたします。以上です。

○議長（井上洋一） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） これで討論を終わります。これから、請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（井上洋一） 起立少数です。お座りください。よって、請願第3号は、不採択とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第13 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、採決)

○議長（井上洋一） 再開します。日程第11、諮問第1号から日程第13、諮問第3号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をさせていただきます。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成28年6月17日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町麻生393番地。氏名、佐野洋子。生年月日、昭和26年5月27日。提案理由、佐野洋子委員は、平成28年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものでございます。続きまして、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成28年6月17日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町宮内1885番地76。氏名、渡部智磨子。生年月日、昭和28年1月28日。提案理由、渡部智磨子委員は、平成28年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものでございます。続きまして、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成28年6月17日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町北川毛491番地。氏名、金井宏之。生年月日、昭和27年4月15日。提案理由、相田フジ子委員は、平成28年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（井上洋一） お諮りします。本件については、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、本件は質疑及び討論は省略して採

決することに決定しました。採決は1件ずつ行います。

諮問第1号の採決を行います。諮問第1号は適任であると答申することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、諮問第1号は、適任であると答申することに決定しました。

諮問第2号の採決を行います。諮問第2号は適任であると答申することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、諮問第2号は、適任であると答申することに決定しました。

諮問第3号の採決を行います。諮問第3号は適任であると答申することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって、諮問第3号は、適任であると答申することに決定しました。



#### 日程第14 議員派遣

○議長（井上洋一） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。お諮りします。7月29日にメルパルク松山で開催される平成28年度第1回町議会議員研修会並びに8月に開催予定のこども議会及び議会報告会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、ただいま申し上げたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いいたします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、6月9日から今日までの9日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきまして、ご議決くださいましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。ご議決いただきました、補正予算の執行にあたりましては、高いコスト意識を持って大切に執行をさせていただきます。そして、議員の皆様から会期中に承りました様々なご指摘、ご指導は、これからの町政運営に活かしてまいりたいので、引き続き、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。これから、暑さも厳しさを増してまいります。議員の皆様には、お身体にご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 以上をもって、平成28年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時53分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員